

墨田区障害 福祉総合計画

令和3年度～令和5年度

- (第5期墨田区障害者行動計画)
- (墨田区障害福祉計画【第6期】)
- (墨田区障害児福祉計画【第2期】)



ご あ い さ つ

墨田区におきましては、平成27年3月に「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」、平成30年3月に「墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】」を策定し、「自己決定の尊重」、「地域における自立生活の支援」、「ともに生活する社会の創造」を基本理念に掲げ、障害福祉サービスの提供体制の状況やニーズ等を踏まえ、障害者施策の着実な推進を図ってきました。

また、平成31年4月には「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を施行し、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現をめざして取組を進めています。

この度、本区のこれまでの取組の更なる充実を図るため、「第5期墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画【第6期】」及び「墨田区障害児福祉計画【第2期】」を一体的に「墨田区障害福祉総合計画」として策定しました。

計画の策定にあたっては、墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域自立支援協議会及び関係機関で協議、検討を行うとともに、区民の皆様からも御意見をいただき、計画に反映しました。

今後も本計画の着実な推進により、障害の有無にかかわらず社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、人と人がつながる輝くまちの実現に皆様とともに取り組んでいきたいと思っておりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

墨田区長 山 本 亨

目次

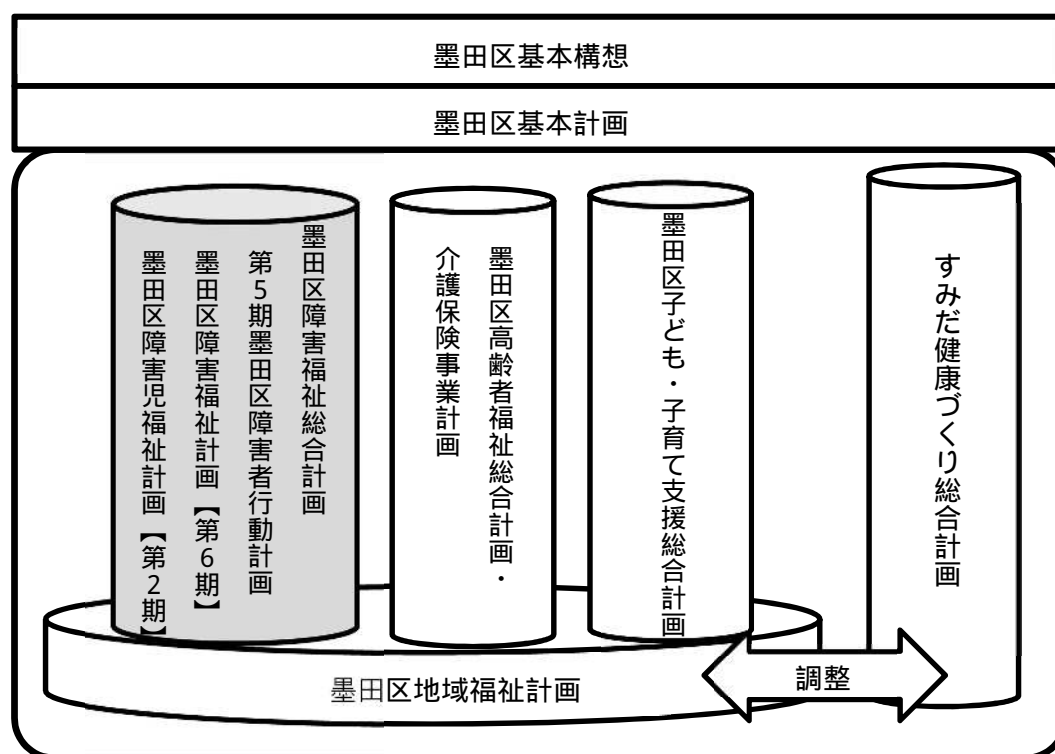
はじめに.....	1
第1章 墨田区における障害福祉の状況.....	3
1 総人口の推移.....	5
2 障害者数の推移.....	6
(1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移.....	6
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移.....	7
3 障害の種別・程度・年齢構成.....	8
4 サービスの利用状況.....	11
(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付.....	11
(2) 地域生活支援事業.....	14
(3) 区の施設整備・利用状況.....	17
第2章 第5期墨田区障害者行動計画.....	19
1 計画の策定に当たって.....	21
(1) 計画の目的と位置づけ.....	21
(2) 計画期間.....	21
(3) 計画の策定体制.....	22
2 障害者を取り巻く状況.....	23
(1) 国における障害福祉施策の動向.....	23
(2) 都における障害福祉施策の動向.....	24
(3) 区の主な取組.....	25
3 アンケート調査の結果分析.....	26
4 ノーマライゼーションの基本的な考え方.....	29
計画の基本理念.....	29
5 施策体系.....	30
6 施策の方向と展開.....	31
(基本目標1) 障害のある子どもを支援する.....	31
(基本目標2) 社会参加を支援する.....	35
(基本目標3) 就労を支援する.....	38
(基本目標4) 地域生活を支援する.....	41
(基本目標5) 相談先や情報を得る手段を確保する.....	48
(基本目標6) 安全・安心に暮らせるまちをつくる.....	52
(基本目標7) サービスの質を確保する.....	56
第3章 墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】.....	59
1 計画の策定に当たって.....	61

(1) 計画の目的と位置づけ.....	61
(2) 計画の基本理念.....	61
(3) 計画期間.....	62
(4) 計画の策定体制.....	62
2 基本指針に定める成果目標.....	63
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	64
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	64
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	65
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	65
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	66
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	67
(7) 障害福祉サービス等の質の向上.....	67
3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策.....	68
(1) 訪問系サービス.....	68
(2) 日中活動系サービス.....	69
(3) 居住系サービス.....	75
(4) 相談支援.....	78
(5) 障害児通所支援.....	80
(6) 障害児相談支援.....	83
(7) 発達障害者等に対する支援.....	84
(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	86
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	90
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組.....	91
4 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	92
(1) 必須事業.....	92
(2) 任意事業.....	96
資料編.....	97
(1) 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱.....	97
(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員.....	98
(3) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱.....	99
(4) 墨田区障害者行動計画検討経過.....	101
(5) 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱.....	102
(6) 墨田区地域自立支援協議会委員.....	104
(7) 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画検討経過.....	105
(8) 計画策定アンケート調査結果(概要).....	107

はじめに

「墨田区障害福祉総合計画」(以下「本総合計画」といいます。)は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「墨田区障害者行動計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条の規定に基づく「墨田区障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「墨田区障害児福祉計画」の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を一体的に策定したものです。

本総合計画は、区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想に基づく「墨田区基本計画」及び区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保って作成しています。



【計画期間】

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年 度	令和 2年 度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
墨田区 障害者行動計画	第4期 前期										墨田区障害福祉 総合計画		
	後期										第5期		
墨田区 障害福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期				
墨田区 障害児福祉計画								第1期		第2期			



第 1 章

墨田区における障害福祉の状況



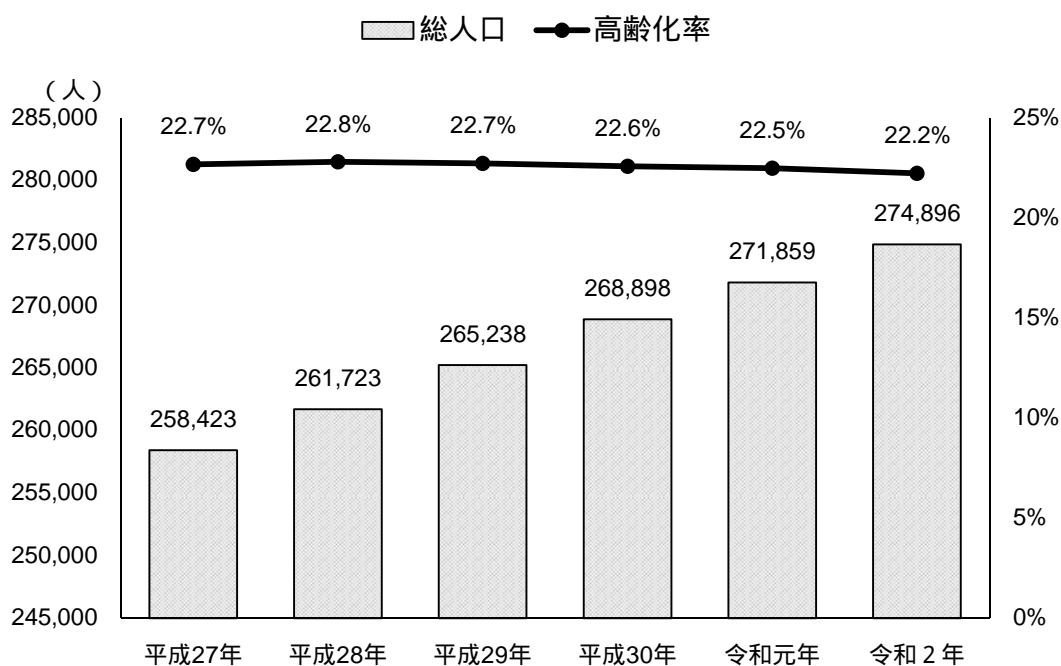
1 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や、東京スカイツリー開業による住宅地としての魅力向上を背景に、人口増加が進んでおり、平成27年の258,423人から、令和2年には274,896人へと増加しています。（令和2年1月1日現在）

しかしながら、我が国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は令和元年全国平均の1.36を下回っており、令和元年は1.17となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成27年以降ほぼ横ばいの傾向となっており、令和2年1月1日現在では22.2%と、全国平均の高齢化率28.5%より低く、東京都の高齢化率22.6%と同程度となっています。

墨田区の総人口の推移



墨田区「住民基本台帳人口」各年1月1日現在

墨田区「令和元年度版行政基礎資料集」

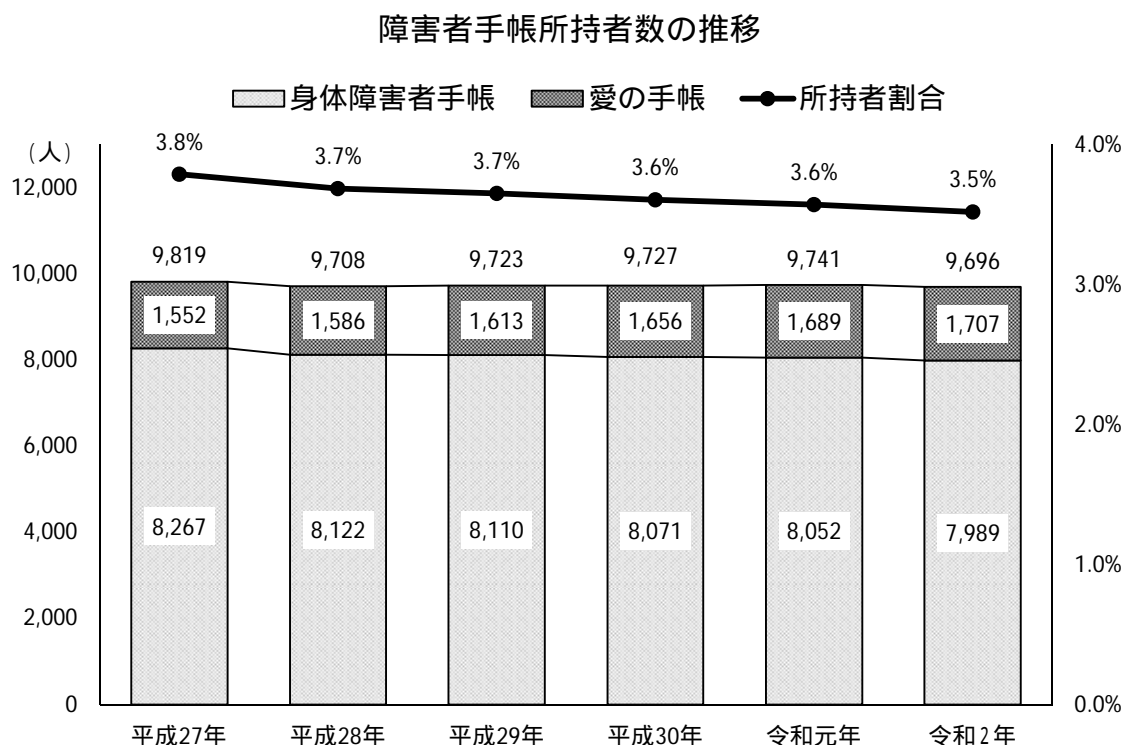
総務省統計局「人口推計」令和2年1月確定値

東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」令和2年1月現在

2 障害者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の本区における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者7,989人、愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者1,707人となっており、第4期墨田区障害者行動計画（後期）が策定された平成27年以降、身体障害者数は微減、知的障害者数は微増の傾向にあります。



各年3月31日

身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複所持者は、それぞれに計上している。

手帳所持者割合 = 手帳交付台帳登載者数合計 / 総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

資料：障害者福祉課調べ

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の人数で捉えると、令和2年3月31日現在6,710人であり、平成27年3月31日時点の4,998人を大きく上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	993	1,032	1,082	1,188	1,231	1,345
自立支援医療受給者数	4,005	4,114	4,018	4,472	4,529	5,365
合計	4,998	5,146	5,100	5,660	5,760	6,710

各年3月31日

単位 手帳所持者：人、自立支援医療受給者：件

精神障害者保健福祉手帳の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

資料：保健予防課調べ

精神病床における1年以上の長期入院者数

		65歳未満			65歳以上		
精神疾患別		統合失調症	アルツハイマー等	その他	統合失調症	アルツハイマー等	その他
合計(人)	157	45	3	11	48	35	15

参考資料) 2020精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)

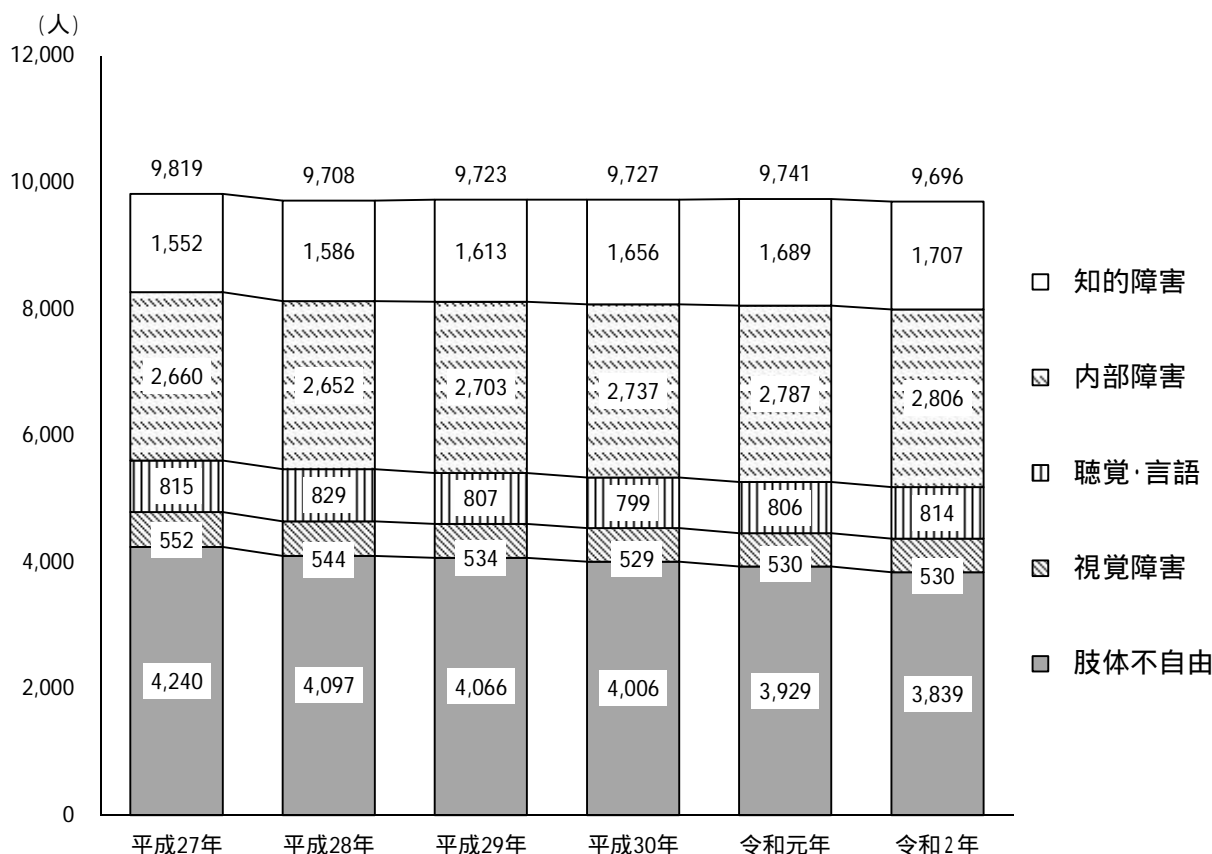
墨田区民で国保・社保被保険者、家族等

3 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳所持者の障害の種別は、令和2年3月31日現在、「肢体不自由」3,839人、「視覚障害」530人、「聴覚・言語障害」814人、「内部障害」2,806人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。身体障害者手帳所持者のほぼ半数は1～2級の重度の障害者となっています。また、65歳以上の高齢者は人口の増加に伴い増加しています。

愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者は、令和2年3月31日現在、1,707人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。また、18歳～39歳の割合が増加傾向にあります。

障害の種別の推移



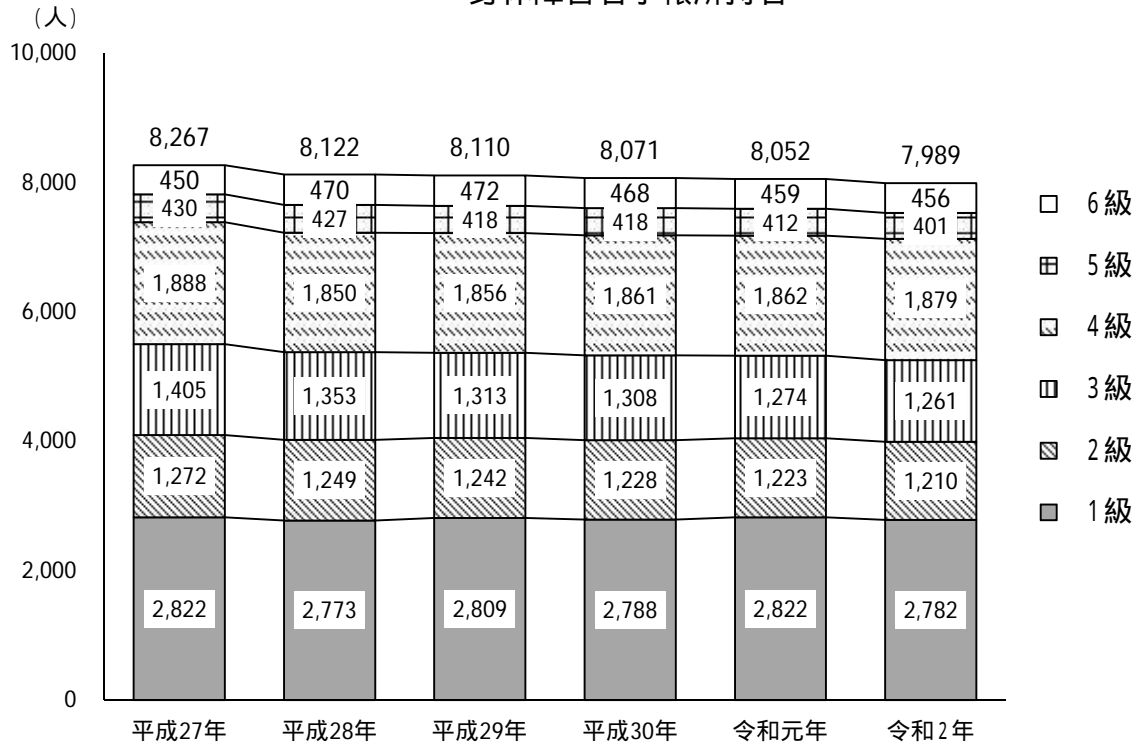
各年3月31日

身体障害者手帳所持者 = 手帳交付台帳登載者数であり、重複障害の方は重複してカウントされている。

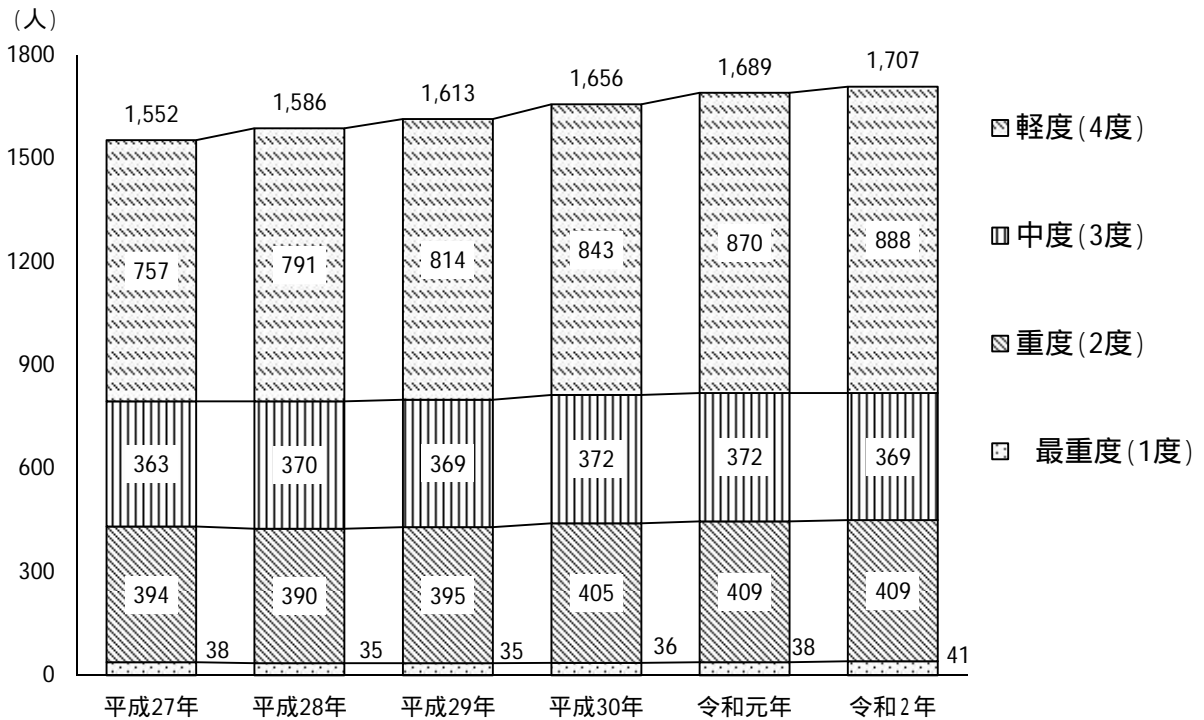
資料：障害者福祉課調べ

障害の程度の推移

身体障害者手帳所持者



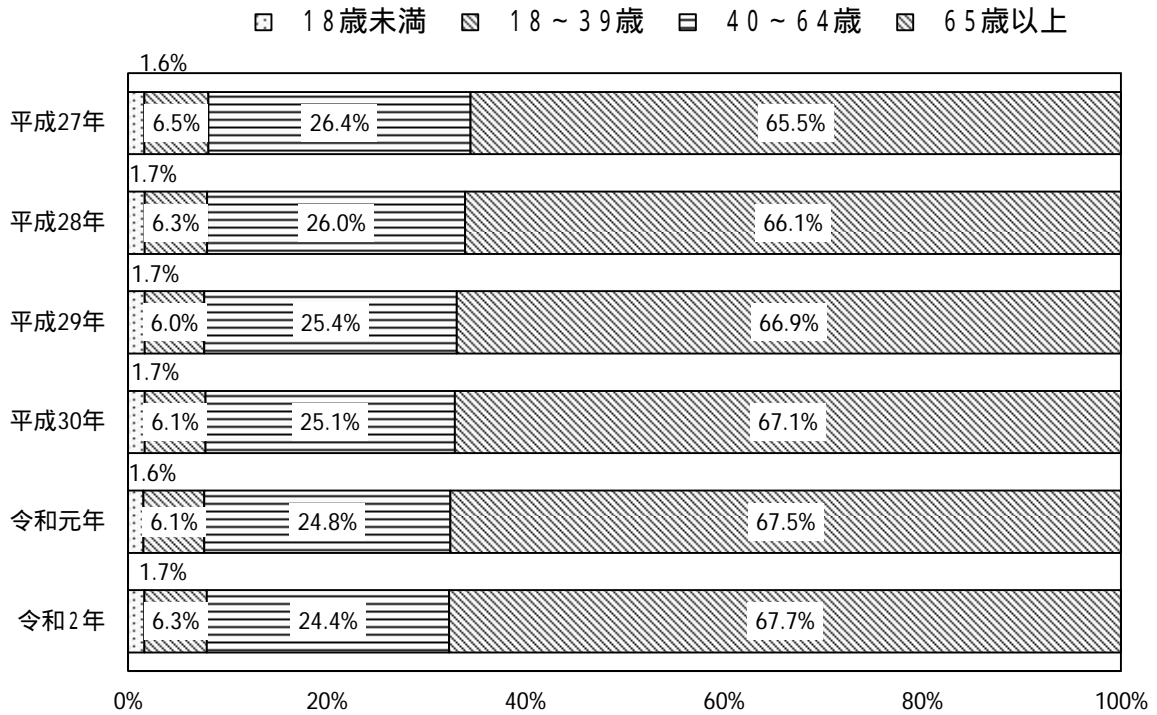
愛の手帳(知的障害の手帳)所持者



各年3月31日
資料：障害者福祉課調べ

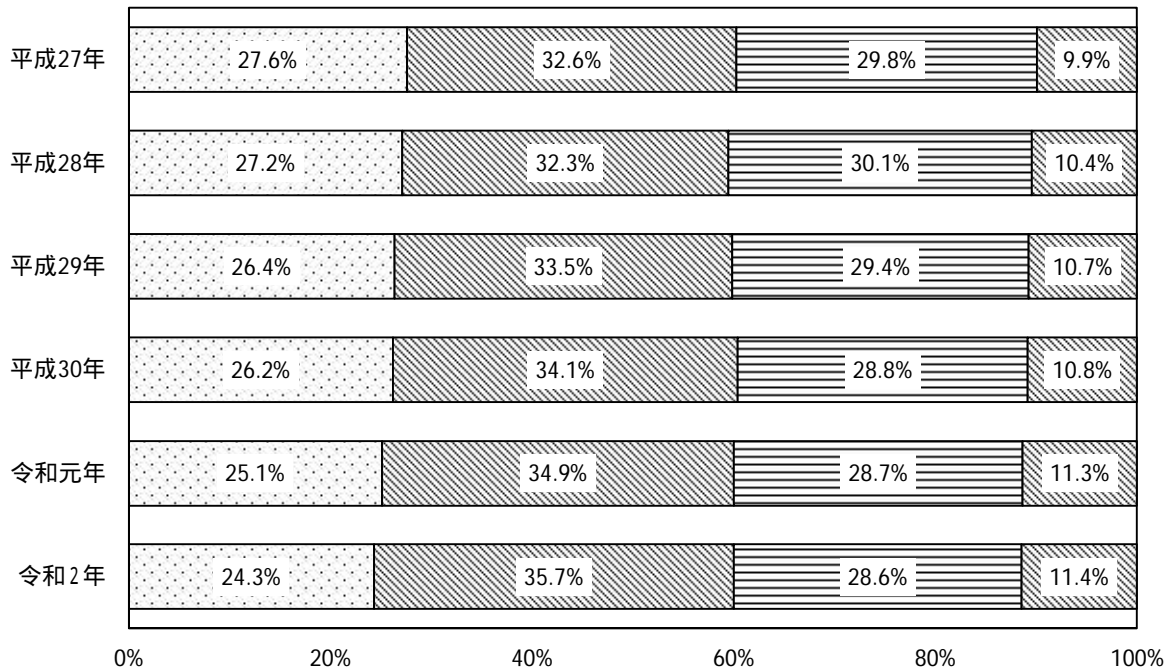
年齢構成の推移

身体障害者手帳所持者



愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者

□ 18歳未満 ▨ 18～39歳未満 □ 40～64歳未満 ▩ 65歳以上



各年3月31日

資料：障害者福祉課調べ

4 サービスの利用状況

(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付

障害福祉サービスでは、知的障害・精神障害における日中活動系サービスの利用が多くなってきています。

また、障害児通所支援では、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数が大きな伸びを示しています。

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数

< 身体障害 >

(単位：人)

	種別	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	236	233	248	265	265	274
日中活動系 サービス	生活介護	68	68	78	76	81	80
	自立訓練（機能訓練）	3	3	3	2	2	1
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	9	7	6	9	11	12
	就労継続支援 A 型	5	10	8	6	5	4
	就労継続支援 B 型	22	23	21	21	28	25
	就労定着支援					1	3
	療養介護	25	25	24	24	23	22
	短期入所（福祉型）	18	17	24	20	28	20
短期入所（医療型）	5		5	5	5	4	
居住系 サービス	自立生活援助					0	0
	施設入所支援	32	32	31	33	29	28
	共同生活援助	10	10	12	12	14	15

各年3月実績

各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

資料：障害者福祉課調べ

< 知的障害 >

(単位：人)

	種別	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	44	47	43	41	39	49
日中活動系 サービス	生活介護	272	279	284	282	280	287
	自立訓練（機能訓練）	0	1	1	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	6	7	8	10	10	8
	就労移行支援	14	11	8	11	12	20
	就労継続支援 A 型	1	1	4	3	2	2
	就労継続支援 B 型	233	220	234	249	249	237
	就労定着支援					6	8
	療養介護	0	0	0	0	0	1
	短期入所（福祉型）	39	43	47	50	51	53
	短期入所（医療型）		0	1	1	1	0
居住系 サービス	自立生活援助					0	0
	施設入所支援	179	183	183	179	177	178
	共同生活援助	114	116	118	124	127	126

< 精神障害 >

(単位：人)

	種別	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	140	161	166	178	178	192
日中活動系 サービス	生活介護	2	4	4	5	6	5
	自立訓練（生活訓練）	9	9	12	11	12	8
	就労移行支援	36	35	44	50	56	67
	就労継続支援 A 型	10	14	11	16	16	13
	就労継続支援 B 型	147	156	155	171	169	168
	就労定着支援					16	12
	短期入所（福祉型）	0	4	0	4	0	1
短期入所（医療型）	0		0	0	0	0	
居住系 サービス	自立生活援助					0	0
	施設入所支援	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	41	37	34	38	35	35

各年3月実績

各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

資料：障害者福祉課調べ

< 障害児 >

(単位：人)

	種別	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	26	27	28	33	25	30
日中活動系 サービス	短期入所（福祉型）	16	14	20	7	6	7
	短期入所（医療型）		5	8	9	4	8
障害児 通所支援	児童発達支援	565	612	654	664	795	877
	医療型児童発達支援	2	2	1	1	2	3
	放課後等デイサービス	277	387	469	518	564	517
	居宅訪問型児童発達支援						1
	保育所等訪問支援	7	2	5	12	10	6

各年3月実績

各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

資料：障害者福祉課調べ

(2) 地域生活支援事業

< 理解促進研修・啓発事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 自発的活動支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 相談支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター (実施の有無)	無	無	無	検討	検討
基幹相談支援センター等機能 強化事業(実施の有無)	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有

< 成年後見制度利用支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
利用者数	2	0	1	0	0

< 成年後見制度法人後見支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施の有無	検討	検討	検討	検討	有

< 意思疎通支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
手話通訳者派遣事業 (利用者数)	1,120	996	1,098	1,122	1,076
要約筆記者派遣事業 (利用者数)	83	72	101	81	48
手話通訳者設置事業 (設置者数)	0	0	2	2	2

< 日常生活用具給付等事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
介護訓練支援用具	4	13	18	8	12
自立生活支援用具	47	69	85	76	67
在宅療養等支援用具	37	44	41	31	28
情報・意思疎通支援用具	40	53	60	70	62
排泄管理支援用具	374	359	389	386	373
住宅改修費	6	5	8	6	12

(単位：件)

< 手話奉仕員養成研修事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
養成研修終了数	5	3	6	8	4

< 移動支援事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
年間延べ利用時間 数の月平均	5,149	3,910	3,579	3,451	3,575
年間延べ利用者数 の月平均	439	326	362	387	352

< 地域活動支援センター事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
実利用者数	68	135	113	148	125

< 地域生活支援広域調整会議等事業 >

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施の有無			検討	有	有

(3) 区の施設整備・利用状況

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、今後、特別支援学校卒業者の内就労継続支援B型及び生活介護事業所を利用予定の方が毎年10人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた事業所の確保が必要となってきますが、令和2年4月現在、必要な施設整備は行われています。

また、グループホーム（共同生活援助）については、令和2年3月現在、区内の定員合計数が153人となっており、区内の利用実績は80人となっています。

障害のある人が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、重度知的障害者グループホームを令和3年3月に開設したほか、重度身体障害者グループホームの整備についても継続して進めていきます。

また、入所施設の需要の有無も視野に入れつつ、区民のニーズ、国、都の動向を注視し、将来を見据えて必要な施設整備を研究していきます。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

事業種別	事業所数	定員数	利用者数
就労継続支援B型	15カ所	483人	362人
自立訓練（生活訓練）	1カ所	7人	1人
就労移行支援	8カ所	139人	51人
生活介護	5カ所	130人	115人
共同生活援助	8カ所	153人	80人
地域活動支援センター	1カ所		125人

令和2年3月サービス提供実績
 利用者に区外施設利用者を含まない
 資料：障害者福祉課調べ

特別支援学校卒業予定者の利用サービス見込推移

事業種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	4人	7人	5人
生活介護	5人	4人	9人

墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象
 資料：障害者福祉課調べ



第 2 章

第 5 期墨田区障害者行動計画



1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的と位置づけ

「第5期墨田区障害者行動計画」(以下「本行動計画」といいます。)は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として策定し、区が今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

なお、本行動計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第6期】及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく墨田区障害児福祉計画【第2期】と併せ、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に推進します。

(「墨田区障害福祉総合計画」については、「P1 はじめに」を参照)

(2) 計画期間

本行動計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を計画期間としています。

計画名	計画期間
第1期	昭和56年度～平成2年度 (1981年度～1990年度)
第2期	平成3年度～平成12年度 (1991年度～2000年度)
第3期(前期)	平成13年度～平成17年度 (2001年度～2005年度)
第3期(後期)	平成18年度～平成22年度 (2006年度～2010年度)
第4期(前期)	平成23年度～平成26年度 (2011年度～2014年度)
第4期(後期)	平成27年度～令和2年度 (2015年度～2020年度)
第5期	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)

(3) 計画の策定体制

計画の策定体制

本行動計画は、区内における障害者団体の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、関連部署と連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区内在住で障害のある人へのアンケート調査や、障害者団体からの意見聴取、パブリック・コメントの実施など、区民から広く意見聴取を行い、計画への反映を図りました。

計画の評価

本行動計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進捗状況の報告及び計画達成状況の評価を行います。

2 障害者を取り巻く状況

(1) 国における障害福祉施策の動向

我が国では、国際社会における「国際障害者年」の決議（昭和56年）から「国連障害者の十年」の宣言（昭和58年）に至る動向を契機として、「障害者施策に関する長期計画」が昭和57年3月に初めて策定されました。以来、国は障害のある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づきその総合的かつ計画的な実現を図るという取組を進めています。現行の障害者基本計画においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を理念に掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規定しています。

第4期墨田区障害者行動計画（後期）の期間内（平成27年度から令和2年度）における法改正等の動向については、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

これに加え、発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立（平成30年6月施行）、ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）の成立（平成30年12月施行）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の成立（令和元年6月施行）、障害者の雇用の促進法等に関する法律の一部改正（令和元年6月から順次施行）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正（令和3年4月施行）、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）の成立（令和2年12月施行）など、障害者を取り巻く現状は大きく変化してきました。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

令和2年には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

(2) 都における障害福祉施策の動向

東京都では、平成4年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進東京プラン」を策定し、平成10年に同計画を改定しました。その後、平成12年12月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成14年2月には「TOKYO福祉改革STEP2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取組が図られました。

さらに、平成15年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」(平成15年度～同17年度)、平成16年には、障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」(平成16年度～同19年度・平成20年度～同22年度・平成23年度～同28年度)が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、高齢者や障害者を含めた全ての人が利用しやすいユニバーサルデザイン(万人むけ設計)の考え方を基本とし、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化を図る「東京都福祉のまちづくり条例」が平成12年に改正されました。平成16年には、身体障害者・高齢者が利用しやすい建築物の整備を目的とした国の「ハートビル法」の改正を受け、「東京都ハートビル条例」が施行され、現在の「建築物バリアフリー条例」に受け継がれています。

平成19年5月には「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」が策定され、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現に向けた施策の展開が示されました。

平成26年12月に、おおむね10年後の将来像を示す「東京長期ビジョン」が策定され、「福祉先進都市の実現」のため、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築」が政策指針として示されました。

平成28年12月には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が策定されました。このプランの中では「障害者がいきいきと暮らせる社会」が政策の柱のひとつに掲げられ、「障害がある人もない人も、お互いに尊重し、共に生活する」ことを目標としています。その指針のもと、平成30年3月に、「東京都障害者計画」、「第5期東京都障害福祉計画」及び「第1期東京都障害児福祉計画」を一体的なものとした「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定されました。

加えて、平成30年10月に、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を定め、東京都、都民、事業者の責務を明らかにする「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。

(3) 区的主要な取組

第4期墨田区障害者行動計画（後期）期間中（平成27年度から令和2年度）に新たに取組んだ区の事業は、次のとおりです。

①就労継続支援B型事業所の整備支援（平成28年度）

区立施設であるすみだ厚生会館の後継施設として、平成28年4月に開所した就労継続支援B型事業所「空ゆけ未来工房」（運営法人：社会福祉法人墨田さんさん会）の整備支援を行いました。

重度肢体不自由児者生活介護・放課後等デイサービス事業所の整備支援（平成30年度）平成30年4月に開所した、重度肢体不自由児者生活介護・放課後等デイサービス事業所「すみだ晴山苑」（運営法人：社会福祉法人晴山会）の整備支援を行いました。

就労継続支援B型事業所の整備支援（令和元年度）

区立施設である墨田福祉作業所の後継施設として、平成31年4月に開所した就労継続支援B型事業所「喜楽里すみだ工房」（運営法人：社会福祉法人墨田さんさん会）の整備支援を行いました。

墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の施行（令和元年度）

手話や様々なコミュニケーション手段が利用しやすい環境と、障害のある人となない人がお互いを尊重し合いながら共生する地域の実現を目指し、「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を平成31年4月に施行しました。

重度知的障害者グループホームの整備支援（令和2年度）

令和3年3月開設の重度知的障害者を対象としたグループホーム「ほーむきらきら星」（運営法人：社会福祉法人墨田さんさん会）の整備支援を行いました。

その他

- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ・精神障害者地域生活支援協議会の設置
- ・医療的ケア児に関する庁内連携会議の開催及び医療的ケア児に関する協議会の設置
- ・障害者アート振興事業「みんな北斎」の取組
- ・墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例・差別解消のための啓発リーフレット「誰もが心を通わす暮らしやすいまちへ」の作成配布
- ・職員向け「障害のある方への配慮と情報保障の手引き」の作成配布
- ・心のバリアフリー事業 啓発冊子「もっと知りたい 心のバリアフリーのこと」の作成配布
- ・啓発イベントの開催 等

3 アンケート調査の結果分析

計画策定に当たり、障害のある方の意見を計画に取り入れるため、区内在住で障害のある方への「第5期墨田区障害者行動計画」「第6期墨田区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査（以下「計画策定アンケート調査」といいます。）を実施しました。（対象：1093人、回答：725人、回答率：66.3%）

本項では、アンケート結果を分野ごとに整理し、分析したものを掲載します。

アンケート結果については107～116ページの資料編に掲載をしております。

アンケートの回答者は、ご本人に代わりご家族が回答している場合があります。

1 相談について

悩んでいること、相談したいことに関する質問の回答として、「自分の健康や治療のこと」が39.3%と最も高く、以下、「緊急時や災害時のこと」（25.7%）、「特にない」20.4%、「生活費など経済的なこと」（19.6%）と続いています。

悩みごと・困りごとの主な相談先としては、「家族や親せき」が61.7%で第1位となっており、続いて、福祉施設・サービス事業所26.8%となっています。

一方、墨田区の福祉施策において特に力を入れてほしいこととしては、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援や情報保障の充実」が41.7%と最も高くなっており、全体でも「相談支援や情報保障の充実」は30.1%と高い数字となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行や近年の水害発生報道など、緊急時への関心が高まっています。また、いざというときに、家族や通所している事業所などへの信頼がうかがえる半面、障害福祉サービスへとつなげるための支援体制として、相談支援事業の体制強化が求められています。

2 生活の場について

将来希望する生活の場についての質問では、最も多かったのが「家族が住んでいる家で暮らしたい」（41.8%）で、次いで「グループホームのようなところ」（13.7%）「一般の住宅に一人で暮らしたい」（13.4%）でした。特に、難病の方の52%、身体障害者手帳所持者の45.6%が家族が住んでいる家で暮らしたいと回答しています。

また、施設入所については、8.8%の方が希望としています。墨田区の障害者施策における要望としては「グループホームなど地域での生活の場の整備」は、全体で20.0%、「入所施設の整備」（19.3%）の結果となっています。

グループホーム、入所施設を希望された方を対象に、いつからグループホーム、入所施設で暮らしたいかの質問では、5年以内と回答した方が32.4%と最も多い結果となっ

ています。一方、43.5%の方が、10年以内、または、10年以上先と回答していることから、計画に基づき重度障害者向けグループホーム整備を着実に進めるとともに、在宅での安心した暮らしを確保するための居宅サービスの充実が求められています。

3 外出について

回答者が外出する際に困ることについて、障害種別ごとに見ると、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差・障害物が多い」(30.8%)、愛の手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」(29.7%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」(37.9%)がそれぞれ最も高くなっています。障害種別によって、上位項目に違いが見られるため、障害の特性に応じた支援の必要性がうかがえます。

外出する際に困ること(上位3項目)

	1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	道路や駅に階段や段差・障害物が多い(30.8%)	電車やバスの乗り降りが難しい(25.3%)	外出先の建物の設備が不便(19.5%)
愛の手帳所持者	困った時にどうすればいいのか心配(29.7%)	電車やバスの乗り降りが難しい(21.1%)	道路や駅に階段や段差・障害物が多い(12.4%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	外出にお金がかかる(37.9%)	周囲の目が気になる(25.2%)	困った時にどうすればいいのか心配(24.3%)

4 働くことについて

回答者のうち、働いている方は48.0%と働いていない方を上回っています。また、将来、一般企業への就労を希望するかの質問では、手帳をお持ちの方の中では、精神障害者保健福祉手帳所持者が52.4%と最も高い結果となりました。

このことから、就労移行支援事業所の果たす役割が期待されます。また、一般就労を希望する理由として、収入確保はもちろんのこと、生活の自立ややりがい、社会に貢献したいなどの回答が続き、社会の一員として活躍したい思いを社会全体で支える仕組みづくりが大切です。

5 日常生活での合理的配慮について

日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられずに困る経験の有無についての質問では、「配慮を受けられずに困ることはない」との回答が49.1%と最も多く、障害別では、精神障害者保健福祉手帳所持者が53.4%、次いで、身体障害者手帳所持者が51.6%と半数以上は困ることはないとの回答でした。一方で「配慮を受けられずに困ることが多い」と「配慮を受けられずに困ることが時々ある」を合わせた約2割(21.

6%)の回答者が配慮を受けられずに困った経験をしています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者では、27.1%と他の障害に比べて高くなっています。

また、配慮を受けられずに困る場所については、困った経験をした人の半数(51.6%)が交通機関と回答しています。

障害の有無に関わらず、だれもが、相互理解と人権尊重により、自分らしく安心して暮らせる社会の構築を図るために、今後も障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)に基づく合理的配慮について、区民・事業者幅広く周知していく必要があります。

6 災害時の避難について

いざというときに助けてくれる人についての質問に対して、78.8%の方が「いる」と回答しています。一方、「いない」との回答では、精神障害者保健福祉手帳所持者が13.6%と他の障害に比べて高くなっています。

災害時に困ることや不安に思うことについては、「薬や治療、医療的ケアについて」(47.3%)、「安全な場所までの移動」(45.7%)、「避難所でのトイレ・設備」(41.2%)と続いています。一方、「知らない人と一緒にいること」といった周囲の人との関わりについては、愛の手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で高くなっています。

事前の避難計画作成や、事業所をはじめ様々な機関と区が連携した体制の整備が重要です。

災害時に困ることや不安に思うこと(上位4項目)

	1位	2位	3位	4位
身体障害者手帳所持者	安全な場所までの移動 (52.7%)	薬や治療、医療的ケアについて (51.9%)	避難場所のトイレ・設備 (46.7%)	被害状況、避難場所などの情報が入手できない (20.6%)
愛の手帳所持者	安全な場所までの移動 (44.9%)	薬や治療、医療的ケアについて (42.7%)	避難場所のトイレ・設備 (38.1%)	知らない人と一緒にいること (35.6%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	薬や治療、医療的ケアについて (63.1%)	避難場所のトイレ・設備 (40.8%)	知らない人と一緒にいること (38.8%)	安全な場所までの移動 (32.0%)

4 ノーマライゼーションの基本的な考え方

計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本行動計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進めます。

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する社会の創造

障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

5 施策体系

基本
理念

自己決定の尊重

地域における
自立生活の支援

ともに生活する
社会の創造

基本目標

施策の方向

1 障害のある子どもを
支援する

ア 早期発見と早期療育等
イ 障害児の幼児教育・保育の充実
ウ 特別支援教育の推進
エ 放課後活動等の充実

2 社会参加を支援する

ア 移動手段の確保
イ 日中活動の場の充実
ウ 障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実
エ 区民参画の推進

3 就労を支援する

ア 企業等での就労への移行促進
イ 障害者施設における就労等の支援の充実

4 地域生活を支援する

ア 生活支援・介護サービスの充実
イ 給付によるサービスの充実
ウ 住み慣れた地域での暮らしの支援
エ 所得の保障及び医療費の助成

5 相談先や情報を得る
手段を確保する

ア 相談先の確保と権利擁護
イ 情報を得る手段の確保
ウ 情報のバリアフリーの推進

6 安全・安心に暮らせ
るまちをつくる

ア 障害の理解の推進
イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづく
りの推進
ウ 安全・安心な暮らしの支援

7 サービスの質を確保
する

ア 適正な事業所運営の支援
イ 事業者や団体の支援
ウ ボランティアの育成

6 施策の方向と展開

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、目標ごとに指標を設定し、施策を推進します。

なお、実施事業中障害福祉計画・障害児福祉計画に同様の事業があるものについては、障害福祉計画・障害児福祉計画を中心に施策推進していくため、参照事業としています。

(基本目標1) 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育など多分野を横断する支援の体制の整備を進めます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる環境を整えていきます。

【指標】障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う方の割合	現状(第4期)	目標(第5期)
「とてもそう思う」、「まあそう思う」と回答した方の割合	39.9%	45.0%以上

出典：平成30年度 子ども・子育て支援ニーズ調査



施策の方向

ア

早期発見と早期療育等

イ

障害児の幼児教育・保育の充実

ウ

特別支援教育の推進

エ

放課後活動等の充実



実施事業 (:重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業)

1	新生児聴覚検査の実施
2	経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施
3	児童発達支援センター等の運営 障害児療育事業の充実(児童発達支援) 医療的ケア児に関する協議会の開催
4	障害児の保育園受入れ支援
5	障害児の幼稚園受入れ支援
6	保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施
7	保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施
8	就学相談説明会の実施
9	特別支援学級の整備
10	特別支援学級の介助員の配置
11	就学相談・体制の充実
12	特別支援教育に関する体制整備
13	個別指導計画に基づく教育の実施
14	交流教育・障害児理解教育の実施
15	障害児の学童クラブ受入れ支援
16	就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 障害児の放課後支援の充実(放課後等デイサービス)

事業計画

ア 早期発見と早期療育等

乳幼児健康診査等において言語や心身の発達の遅れなどがある、経過観察が必要と判断された子どもとその親や、子どもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実します。

また、児童発達支援センターであるすみだ福祉保健センター内の「みつばち園」及びすみだステップハウスおおぞら「にじの子」における療育事業を充実するとともに、医療的ケア児に関する協議会の場を活用し、医療・福祉・保健・子育て支援・教育などの多職種による連携を推進することで、障害のある子どもや発達に不安がある子どもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。

事業名	事業内容
1 新生児聴覚検査の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	新生児に聴覚検査を実施し、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげます。
2 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診後、発育・発達に関し経過観察を必要とする乳幼児に対して健康診査を行い、保護者・乳幼児に適切な保健指導を行います。 ・乳幼児の発達の状態に応じて、関係機関と連携して支援します。
3 児童発達支援センター等の運営 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・すみだ福祉保健センターみつばち園を区の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに位置づけ、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行います。 ・すみだステップハウスおおぞら にじの子において、みつばち園と連携し、小学校3年生までの障害児を対象に支援を行います。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

障害児療育事業の充実（児童発達支援） [障害者福祉課]	P80「(5) 障害児通所支援 児童発達支援」参照
医療的ケア児に関する協議会の開催 [障害者福祉課]	P66「(5) 障害児支援の提供体制の整備等 【区の方】 」参照

イ 障害児の幼児教育・保育の充実

保育園や幼稚園に障害児を受け入れるための職員配置への支援、職員研修、保育園への心理相談員の巡回指導・相談、児童発達支援センター等との連携の強化などを通じて、障害児の幼児教育・保育の充実を図ります。

また、障害・発達の状況や保護者の意向に応じて、本人にとって最も適切な就学先を選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とする就学相談体制を充実します。

事業名	事業内容
4 障害児の保育園受入れ支援 [子ども施設課]	保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児4名につき1名の非常勤保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。
5 障害児の幼稚園受入れ支援 [学務課、子ども施設課]	<ul style="list-style-type: none"> 区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。
6 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 [子ども施設課、指導室]	区立保育園・こども園では障害児保育の充実を図り、保育士等に対する資質向上研修を実施しています。区立幼稚園では、教育研究会等を通じ、障害や発達課題のある幼児の理解、保育方法に関する教員の研修を行い、その資質の向上に努めます。
7 保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施 [子ども施設課]	心理相談員による保育園及び私立幼稚園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。
8 就学相談説明会の実施 [学務課]	児童発達支援事業の利用者を含めた区内在住で就学前の児童の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。

ウ 特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うため、就学相談の充実や学校における体制整備を進めるとともに、医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催といった多職種との連携強化により、特別支援教育を推進します。

また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流を推進するなど、障害の有無に関わらず、ともに成長していくことのできる体制づくりを推進します。

事業名	事業内容
9 特別支援学級の整備 [学務課]	特別支援学級固定制（知的障害）及び通級指導学級（ことば・きこえ・コミュニケーション）の区内適正配置を進め、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図ります。
10 特別支援学級の介助員の配置 [庶務課]	特別支援学級における適切な教育を推進するため、特別支援学級を設置している区立学校に会計年度任用職員として介助員を配置します。
11 就学相談・体制の充実 [学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの児童・生徒の障害や特性に応じて、適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実を図ります。 特別支援学級の教育特性について啓発を行い、指導を必要とする児童・生徒の早期対応を促進します。 医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備並びに機能の充実を図ります。

事業名	事業内容
特別支援教育に関する体制整備 12 [学務課、指導室]	<ul style="list-style-type: none"> ・LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。 ・事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する特別支援教育理解のための各種研修の充実を図ります。
個別指導計画に基づく教育の実施 13 [指導室]	一人ひとりの子どもの障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。
交流教育・障害児理解教育の実施 14 [指導室]	墨田区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。

エ 放課後活動等の充実

学童クラブへの障害児の受け入れを充実するとともに、放課後等デイサービスにより、障害のある児童・生徒が放課後や学校休校日に活動できるよう推進します。

事業名	事業内容
障害児の学童クラブ受入れ支援 15 [子育て政策課]	学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。
就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 16 [子育て政策課]	心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

障害児の放課後支援の充実（放課後等デイサービス） [障害者福祉課]	P81「(5) 障害児通所支援 放課後等デイサービス」参照
---	-------------------------------

(基本目標2) 社会参加を支援する

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ・レジャーの場づくりなどを推進します。また、全ての人が等しく、自らの生活にかかわる行政に参画できる仕組みを整備します。

【指標】1週間に外出する頻度	現状(第4期)	目標(第5期)
「毎日外出する」、「週に1日は外出する」と回答した方の割合	79.3%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

♡ 施策の方向

ア
移動手段の確保

♡ 実施事業 (: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業)

17	通所バスの運行
18	リフト付き福祉タクシー事業の実施
19	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施
20	ハンディキャブの貸出
21	心身障害者自動車運転教習費補助の実施
22	身体障害者用自動車改造費助成の実施
	障害者(児)移動支援の実施

イ
日中活動の場の充実

23	身体障害者福祉センター事業の実施
24	すみだ教室の実施
	障害者の日中活動事業の充実
	精神障害者デイケアの実施

ウ
障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実

25	障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施
26	障害者水泳教室の実施
27	区民行事への参加促進

エ
区民参画の推進

28	障害者の投票環境の整備
29	墨田区障害者施策推進協議会の運営
30	墨田区地域自立支援協議会の運営

事業計画

ア 移動手段の確保

障害のある人が自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のひとつである移動支援事業を実施します。

また、リフト付き福祉タクシーをはじめとする移送サービスや運転免許の取得や自動車改造の際の費用助成等を行います。

	事業名	事業内容
17	通所バスの運行 [障害者福祉課]	自力での通所が困難な障害者に対し、作業所等への通所を支援するための送迎バスを運行します。
18	リフト付き福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	車いすやストレッチャーを利用したまま乗降できるリフト付き福祉タクシーの利用に係る一部料金を区が負担します。
19	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施 [障害者福祉課]	心身に一定の障害のある人に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を支給します。
20	ハンディキャブの貸出 [厚生課]	車いす利用者に対し、ハンディキャブを貸し出すことにより、外出の機会を支援します。
21	心身障害者自動車運転教習費補助の実施 [障害者福祉課]	心身障害者が自動車運転免許等を取得する際、費用の一部を助成します。
22	身体障害者用自動車改造費助成の実施 [障害者福祉課]	就労等で必要なため、身体障害者自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に、改造費を助成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

障害者（児）移動支援の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	P95「(1) 必須事業 移動支援事業」参照
---------------------------------	------------------------

イ 日中活動の場の充実

障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスや地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、精神障害者のデイケア（通所リハビリ）など、障害のある人の日中活動や、社会参加を支援します。

	事業名	事業内容
23	身体障害者福祉センター事業の実施 [厚生課、障害者福祉課]	・在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法に基づく社会参加支援施設）」において、各種の講座を通じた交流の場を提供します。
24	すみだ教室の実施 [地域教育支援課]	区内在住在勤の知的障害者（中学校特別支援学級及び特別支援学校の卒業生等）を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

障害者の日中活動事業の充実 [障害者福祉課、保健予防課]	P69「(2) 日中活動系サービス」参照
精神障害者デイケアの実施 [向島保健センター、本所保健センター]	P92「(1) 必須事業 自発的活動支援事業」参照

ウ 障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や読書バリアフリー法の施行などを踏まえながら、障害のある人やその家族同士、障害のある人と地域の人々が交流できる機会づくりを推進するとともに、障害者スポーツの普及やレジャーの場の充実により、生きがいづくりを支援します。

	事業名	事業内容
25	障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施 [スポーツ振興課]	障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会を開催します。
26	障害者水泳教室の実施 [スポーツ振興課]	障害者がスポーツに親しむ場として、障害の程度及び特性に応じた水泳教室を開催します。
27	区民行事への参加促進 [障害者福祉課]	障害者団体がすみだまつりに出店するための、バザー会場の場所を提供します。また、隅田川花火大会において、安全に花火を鑑賞できるよう障害者特別観覧席を設置します。

エ 区民参画の推進

選挙時の投票環境を整備し、障害のある人が安心して投票に出かけられるようにするとともに、墨田区障害者施策推進協議会等の運営等を通じて、障害のある人の行政への参画を推進します。

	事業名	事業内容
28	障害者の投票環境の整備 [選挙管理委員会]	障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置（一部手すり付き）、車いす用記載台及び照明ランプの設置をします。また、視覚障害のある方への対応として点字器・拡大鏡の配置、聴覚障害のある方への対応としてコミュニケーションボードの配置、重度の身体障害で歩行の困難な方への対応として（郵便投票の実施）等を行います。
29	墨田区障害者施策推進協議会の運営 [障害者福祉課]	墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害者行動計画の推進及び進行管理を行います。
30	墨田区地域自立支援協議会の運営 [障害者福祉課]	墨田区地域自立支援協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理を行います。

(基本目標3) 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労に向けた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における就労を支援します。

【指標】仕事をしている方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「働いている」と回答した方の割合	48.0%	50.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

♡ 施策の方向

ア
企業等での就労への移行
促進

イ
障害者施設における就労
等の支援の充実

♡ 実施事業（：重点事業：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業）

31	障害者の就労等に関する総合相談の実施
32	就労移行支援事業の充実
33	働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
34	区における障害者雇用の促進
35	障害者福祉功労者等顕彰
36	障害者就労支援関係機関連絡会議の開催
37	作業所等経営ネットワーク事業の実施
38	障害者施設における新商品開発等支援事業の実施
39	障害者優先調達法に基づく優先調達の推進
40	障害者による地域緑化推進事業の実施
41	障害者による公園清掃の実施
42	官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣 依頼
43	官公需によるリサイクル業務委託
44	福祉喫茶の運営支援
	福祉的就労機会の確保（就労継続支援）

事業計画

ア 企業等での就労への移行促進

より多くの障害のある人が希望する仕事に就き、経済的に自立できる収入を得ることができるよう、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、障害のある人の就労に関する総合相談、就労の継続・定着支援及び生活支援を充実します。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業により、一般就労を実現するための支援を実施します。あわせて、障害者雇用促進等に関する法律の改正などを鑑み、区や公共団体における障害のある人の雇用を促進するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用拡大や労働環境の整備に向けた働きかけを推進します。

事業名	事業内容
31 障害者の就労等に関する総合相談の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等での就労を希望する障害者や既に企業等で就労している障害者、家族、関係機関等からの相談に応じ、就職支援及び各種サービス利用支援等を行います。 ・障害者雇用を検討する企業や既に障害者を雇用する企業等からの相談に応じ、障害に関する事や障害者雇用制度について情報提供等を行うほか、区内中小企業に対して、必要に応じて施設整備等の経費の一部を助成します。
32 就労移行支援事業の充実 [障害者福祉課]	<p>就労を希望する障害者に対し、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。</p>
33 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 [障害者福祉課]	<p>企業等で就労する障害者が安心・安定して就労継続ができるように、職場定着支援や生活支援等を関係機関と連携して実施します。また、障害者を雇用する企業等に対して、ジョブコーチ支援等を実施します。</p>
34 区における障害者雇用の促進 [職員課]	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を対象とした特別区統一採用選考に基づき、区職員を採用します。 ・障害者を対象とした区独自の会計年度任用職員を採用します。 ・障害者活躍推進計画に基づき、障害者が活躍することができる取組を推進します。
35 障害者福祉功労者等顕彰 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用に深い理解を有し、顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への障害者雇用の促進を図ります。 ・障害のある方で自立生活し、他の障害者の模範となる活躍をしている方及び障害者の福祉に携わり、その援護と社会的自立のために貢献した方に対し、その努力を顕彰することにより障害者福祉の一層の進展を図ります。
36 障害者就労支援関係機関連絡会議の開催 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の促進と就労支援サービスの向上のため、企業、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等の障害者就労支援関係機関と連絡会議を開催し、情報交換や意見交換等を行います。

イ 障害者施設における就労等の支援の充実

企業等で働くことが難しい障害のある人に福祉的な就労の機会を提供するとともに、意欲や能力のある人を企業等での就労につなげるため、就労継続支援事業所における支援を充実します。

また、企業での就労に向けた支援と利用者の工賃向上のため、区役所が実施する物品等調達や各種役務の提供を障害福祉施設等に発注する官公需の拡大や区内にある複数の作業所からつくられている「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、自主生産品の共同販売をはじめ、福祉施設における仕事の確保に向けた取組を推進します。

事業名	事業内容
37 作業所等経営ネットワーク事業の実施 [障害者福祉課]	自主生産品の共同販売(スカイワゴン)をはじめ、区内にある複数の作業所で組織している「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売を拡大します。
38 障害者施設における新商品開発等支援事業の実施 [障害者福祉課]	障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等を活用し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援するとともに、販路開拓を図ります。
39 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進 [障害者福祉課]	障害者優先調達法に基づき、区が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を定め、その推進を図ります。
40 障害者による地域緑化推進事業の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	区立公園の花壇等の保全業務、花の苗の配布などの事業を実施し、障害者施設における作業の安定化を支援します。
41 障害者による公園清掃の実施 [障害者福祉課]	区立公園の清掃事業を委託し、障害者施設における作業の安定化を支援します。
42 官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 [高齢者福祉課]	地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。
43 官公需によるリサイクル業務委託 [すみだ清掃事務所]	立川ストックヤードで行うトレー等の選別作業を障害者が属する関係団体に委託します。
44 福祉喫茶の運営支援 [障害者福祉課]	区内の障害者団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

福祉的就労機会の確保（就労継続支援） [障害者福祉課、保健予防課]	P71「(2) 日中活動系サービス 就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)」参照
--------------------------------------	--

(基本目標4) 地域生活を支援する

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくり、経済面での支援など、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援を進めます。

【指標】地域で暮らしている方の割合	現状(第4期)	目標(第5期)
「家族と」、「一人」、「グループホーム」と回答した方の割合	95.1%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

♡ 施策の方向

ア
生活支援・介護サービスの
充実

♡ 実施事業 (: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業)

45 ^ア	障害者(児)ショートステイの運営支援
46	日中一時支援事業の実施
47	心身障害者(児)緊急一時介護の実施
48	重度脳性麻痺者介護事業の実施
49	重症心身障害児在宅療育支援事業(都事業)との連携
50	重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施
51	ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施
52	心身障害者理美容サービスの実施
53	心身障害児(者)歯科相談及び健診等の実施
54	在宅リハビリテーション支援の実施
55	保健師による訪問指導の実施
	障害者(児)ホームヘルプサービスの実施(居宅介護)
	意思疎通支援事業の実施

イ
給付によるサービスの充
実

56	補装具費(購入・修理等)の支給
57	重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
58	心身障害者福祉電話サービスの実施
59	補助犬の給付
60	中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施
61	住宅修築資金融資あっせん(利子補助)
62	住宅設備改善費等の助成
	障害者(児)日常生活用具等の給付・貸与

ウ
住み慣れた地域での暮らしの支援

63	障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
64	福祉ホーム運営費補助事業の実施
65	居住系施設の研究・検討
66	高齢者等住宅あっせん事業
67	すみだすまい安心ネットワーク事業
	地域生活支援拠点等の整備
	グループホームによる地域生活の推進
	精神障害者地域移行支援・地域定着支援の実施
	住宅入居等支援事業の実施（居住サポート事業）

エ
所得の保障及び医療費の助成

68	障害（基礎）年金（国制度）の支給
69	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（国制度）の支給
70	児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給
71	重度心身障害者手当（都制度）の支給
72	心身障害者福祉手当（区制度）の支給
73	児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給
74	心身障害者医療費助成（都制度）の実施
75	自立支援医療（更生医療）の実施
76	自立支援医療（育成医療）の実施
77	自立支援医療（精神通院）の実施
78	小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施
79	難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施
80	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減
81	日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施
82	日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施
83	グループホーム入居者家賃補助事業の実施

事業計画

ア 生活支援・介護サービスの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、本人及びその家族の生活を支えるサービスを更に充実します。

訪問系サービスを充実していくとともに、障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを支援するレスパイトとしてのショートステイや日中一時支援、聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援など、個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤の整備を、民間事業者等と連携して推進します。

	事業名	事業内容
45	障害者（児）ショートステイの運営支援 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者を受け入れる短期入所事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。 ・区内への事業所の誘導や、施設整備について検討します。
46	日中一時支援事業の実施 [障害者福祉課]	介護を行う家族等の事情により、日中に一時的な支援が必要な障害者に対して区の委託先施設で支援を行います。
47	心身障害者（児）緊急一時介護の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者（児）の保護者が、疾病、事故その他の事情により一時的に要介護者を介護することが困難となった場合において、介護を委託した費用の一部を助成します。 ・自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。
48	重度脳性麻痺者介護事業の実施 [障害者福祉課]	屋外活動を行うことが困難な在宅の重度脳性麻痺者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。
49	重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都が実施する訪問事業（訪問看護・訪問健康診査）と連携し、重症の障害児（者）の在宅療養を支援します。
50	重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施 [障害者福祉課]	家族等による介護では入浴が困難な重度障害者（児）に対して、週1回（7月から9月までは週2回）自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。
51	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施 [障害者福祉課]	ねたきりの重度障害者（児）で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な方に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。
52	心身障害者理美容サービスの実施 [障害者福祉課]	美容院や美容院に出向くことが困難な心身障害者に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。
53	心身障害児（者）歯科相談及び健診等の実施 [保健計画課]	すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、障害児(者)の口腔の健康を維持するための歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行います。
54	在宅リハビリテーション支援の実施 [保健計画課]	在宅でのリハビリテーションを必要とする者及びその家族が、住み慣れた墨田区内で安心していきいきとした生活を送ることができるよう支援します。
55	保健師による訪問指導の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	保健師が訪問を行い、関係機関との連携と調整のもと、療養指導、適切な医療を受けるための支援を行います。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

事業名	事業内容
障害者（児）ホームヘルプサービスの実施（居宅介護） [障害者福祉課、保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	P68「(1)訪問系サービス」参照
意思疎通支援事業の実施 [障害者福祉課]	P94「(1)必須事業 意思疎通支援事業」参照

イ 給付によるサービスの充実

障害のある人の日常生活上の困難さを軽減し、また、地域での活動範囲を広げるための補装具や日常生活用具など、給付によるサービスを充実します。

事業名	事業内容
56 補装具費（購入・修理等）の支給 [障害者福祉課]	身体障害者手帳所持者で補装具を必要とする人に対し、補装具費(購入・修理・借受け)を支給します。
57 重度心身障害者（児）紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施 [障害者福祉課]	3歳以上の在宅の重度心身障害者（児）でおむつが必要な人に対し、紙おむつ等を支給します。病院指定のおむつを使用している場合にはおむつ代（上限あり）を支給しません。
58 心身障害者福祉電話サービスの実施 [障害者福祉課]	心身障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、低所得者に対し、福祉電話の貸与及び基本料金の助成を行います。
59 補助犬の給付 [障害者福祉課]	都内に概ね1年以上居住する18歳以上の身体障害者で、要件を満たしている在宅者に、盲導犬・介助犬・聴導犬の補助犬を給付します。
60 中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施 [障害者福祉課]	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、早期の補聴器装用を促すことで、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
61 住宅修築資金融資あっせん（利子補助） [住宅課]	心身障害者のための専用室を設けるなど、修繕、増改築等を行う際の資金の融資あっせん・利子の補助を行います。
62 住宅設備改善費等の助成 [障害者福祉課、防災まちづくり課]	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害者（児）に対し、居住する住宅の改善に要する費用の助成を行います。 ・住宅設備改善費の助成を受け、木造住宅の耐震改修の助成を同時に受ける場合、耐震改修の助成率を優遇して助成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

事業名	事業内容
障害者（児）日常生活用具等の 給付・貸与 [障害者福祉課、保健予防課、向島 保健センター、本所保健センター]	P94「(1) 必須事業 日常生活用具給付等事業」参 照

ウ 住み慣れた地域での暮らしの支援

障害のある人の介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、民間事業者等の誘導も含めたグループホームの整備と運営を支援するとともに、居住支援機能であるグループホームと地域支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、区内における入所施設等の必要性について、調査・研究を進めます。

事業名	事業内容
63 障害者グループホームの整備・ 支援体制強化支援 [障害者福祉課]	重度障害者を対象とするグループホームを整備する民間事業者等を誘導し、整備を支援します。また、重度障害者を受け入れる事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。
64 福祉ホーム運営費補助事業の実 施 [障害者福祉課]	身体障害者が利用する障害者総合支援法に基づく福祉ホームに対し、運営経費の一部を補助します。
65 居住系施設の研究・検討 [障害者福祉課]	区内の居住系施設のあり方について調査・研究をしています。
66 高齢者等住宅あっせん事業 [住宅課]	自分で住宅を見つけられない障害者等に、（公社）東京都宅地建物取引業協会墨田区支部の協力により、住宅を紹介・あっせんします。
67 すみだすまい安心ネットワーク 事業 [住宅課]	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産事業者や住宅オーナー等と連携し、住宅確保に配慮を要する世帯の民間賃貸住宅の入居を支援します。 ・貸主・借主ともに安心できるよう、入居の際は必要に応じて見守りや安否確認等のサポートを提供します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

地域生活支援拠点等の整備 [障害者福祉課]	P65「(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」参照
グループホームによる地域生活 の推進 [障害者福祉課]	P75「(3) 居住系サービス 共同生活援助」参照
精神障害者地域移行支援・地域 定着支援の実施 [保健予防課、向島保健センタ ー、本所保健センター]	P87、P88「(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害者の地域移行支援、精神障害者の地域定着支援」参照

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業の実施 (居住サポート事業) [住宅課]	P93「(1) 必須事業 相談支援事業 ウ住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」参照

エ 所得の保障及び医療費等の助成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、国や都、区の制度に基づき年金・手当を給付し、一定水準の所得保障を行います。また、障害のある人が必要な医療や福祉サービスを受けた際の助成を行います。

事業名	事業内容
68 障害(基礎)年金(国制度)の支給 [国保年金課]	障害(基礎)年金の受付を行います。
69 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(国制度)の支給 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。 ・精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の人に障害児福祉手当を支給します。 ・従来福祉手当(昭和61年廃止)を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に、経過的に福祉手当を支給します。
70 児童扶養手当・特別児童扶養手当(国制度)の支給 [子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ・父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。 ・20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。
71 重度心身障害者手当(都制度)の支給 [障害者福祉課]	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な人に対し、重度心身障害者手当を支給します。
72 心身障害者福祉手当(区制度)の支給 [障害者福祉課]	心身に一定の障害等がある人に対し、心身障害者福祉手当を支給します。
73 児童育成(育成・障害)手当(区制度)の支給 [子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ・父または母が重度の障害を有しながら、児童を養育している人に対し、育成手当を支給します。 ・20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。

事業名	事業内容
74 心身障害者医療費助成（都制度）の実施 [障害者福祉課]	身体障害者手帳 1 ～ 2 級（内部障害は 3 級）、愛の手帳 1 ～ 2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人を対象に、医療費自己負担分の全額または一部を助成します。
75 自立支援医療（更生医療）の実施 [障害者福祉課]	障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ 18 歳以上の方が、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。
76 自立支援医療（育成医療）の実施 [保健計画課]	障害者総合支援法に基づき、比較的短期間の治療により障害の除去・軽減が期待される児童に必要な医療を給付します。
77 自立支援医療（精神通院）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	障害者総合支援法に基づき、通院による精神医療を継続的に要する人に対し必要な医療を給付します。
78 小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、小児精神入院医療費を助成します。
79 難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療等の助成に関する規則に基づき、難病患者医療費を助成します。
80 障害福祉サービス等の利用者負担の軽減 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業における利用者負担額について、障害福祉サービス等の利用者負担額と一体的に上限管理を行い、利用者負担の軽減を図ります。 ・ 児童発達支援に係る利用者負担額について、全額を補助します。
81 日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する昼食費について、その一部を助成し、利用者負担の軽減を図ります。
82 日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する交通費を助成し、利用者負担の軽減を図ります。
83 グループホーム入居者家賃補助事業の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	グループホームを利用する障害者の経済的負担を軽減するため、利用者の家賃の一部を助成します。

(基本目標5) 相談先や情報を得る手段を確保する

障害の重度化や、複合的な福祉の課題、ニーズの多様化への対応に向けて、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備します。また、誰もが不自由なく、福祉の情報を得ることができるよう、取組を進めます。

【指標】悩みごとを相談する相手がいる方の割合	現状(第4期)	目標(第5期)
相談する相手がいると答えた方の割合	85.8%	90%以上

出典：計画策定アンケート調査

♡ 施策の方向

♡ 実施事業 (: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業)

ア 相談先の確保と権利擁護

84	障害者虐待防止センターの運営
85	発達障害に関する支援体制づくり
86	地域福祉権利擁護事業の実施
87	財産保全管理サービスの実施
88	こころの健康相談等の実施
	障害者に対する相談体制の充実
	地域活動支援センターにおける相談支援の実施
	基幹相談支援センターの設置準備
	聴覚障害者生活支援事業の実施
	成年後見制度の実施

イ 情報を得る手段の確保

89	公式ウェブサイト等の充実
90	「障害者福祉の手引き(フレーフレーマイペース)」の配布

ウ 情報のバリアフリーの推進

91	障害に配慮した資料の作成
92	対面朗読サービスの実施
93	視覚障害者等への図書サービスの実施
94	障害者宅・施設等への図書館サービスの実施
95	資料館だよりの点字版の発行
96	「声のたより」の発行
97	講演会等における手話通訳者等の配置
98	ICT機器の利用促進

事業計画

ア 相談先の確保と権利擁護

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るには、障害福祉、高齢福祉、児童福祉などの従来の福祉制度を基本としつつも、本人や家族の相談内容に応じて、それらを横断的に調整する必要があります。世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、総合的な相談支援を提供できる体制整備を進めます。

あわせて、選択や意思決定が困難で、判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知や利用の促進を行います。また、障害のある人、配慮を要する子ども等の虐待を防止するため、積極的な広報・啓発活動や、関係機関との連絡会や協議会等とのネットワークの強化を推進します。

事業名	事業内容
84 障害者虐待防止センターの運営 [障害者福祉課]	障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉課内に設置した墨田区障害者虐待防止センターを運営し、虐待の早期発見や防止に努めます。
85 発達障害に関する支援体制づくり [保健予防課]	発達障害に関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。
86 地域福祉権利擁護事業の実施 [厚生課]	判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。
87 財産保全管理サービスの実施 [厚生課]	知的障害者等の重要書類を預かり、権利を守る財産保全サービスを実施します。
88 こころの健康相談等の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。〔こころの健康相談・酒害等依存症相談・思春期相談〕

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

障害者に対する相談体制の充実 [障害者福祉課、向島保健センター、本所保健センター]	P78 「(4) 相談支援」参照
地域活動支援センターにおける相談支援の実施 [保健予防課]	P95 「(1) 必須事業 地域活動支援センター」参照
基幹相談支援センターの設置準備 [障害者福祉課]	P90 「(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組 総合的・専門的な相談支援」参照
聴覚障害者生活支援事業の実施 [障害者福祉課]	P94 「(1) 必須事業 意思疎通支援事業 イ手話通訳者設置事業」参照
成年後見制度の実施 [厚生課]	P93 「(1) 必須事業 成年後見制度法人後見支援事業」参照

イ 情報を得る手段の確保

区の公式ウェブサイトを充実し、福祉サービス、イベント・講座などについて、わかりやすい情報提供を行います。

また、福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」を作成し、年度ごとに内容の見直しを行うとともに、常に最新の情報を得られるよう、各種ウェブサイトと連携した紙面構成を行います。

	事業名	事業内容
89	公式ウェブサイト等の充実 [広報広聴担当、障害者福祉課]	区のホームページ上のアクセシビリティの向上を図るとともに、公式ウェブサイトを充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体に向けた情報提供を行います。
90	「障害者福祉の手引き（フレーフレーマイペース）」の配布 [障害者福祉課]	区内の障害者（児）が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引き（冊子・音声版）を配布します。

ウ 情報のバリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害のある人など、情報を自ら得ることが難しい人も、障害のない人と同様に、必要な情報を手に入れることができるよう、区のホームページのアクセシビリティ（利便性）の向上、区政情報等の点字版や録音テープ版の発行、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置などを通じて、障害の特性に配慮した、わかりやすい情報提供を推進します。

また、電話リレーサービス法の施行や墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例などを踏まえ、聴覚、言語機能、視覚等の障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の設置等により、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。また、障害のある人の利便性や情報収集力向上のため、ICT機器の利用の促進を図ります。

	事業名	事業内容
91	障害に配慮した資料の作成 [広報広聴担当、ひきふね図書館]	・資料等の点訳を行います。 ・録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。
92	対面朗読サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、図書館で図書の対面朗読を実施します。
93	視覚障害者等への図書サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、点字図書、録音図書、拡大写本などの障害者資料の貸出等を実施します。
94	障害者宅・施設等への図書館サービスの実施 [ひきふね図書館]	・図書館の利用が困難な視覚障害者等に対し、郵送によるテープ雑誌、録音図書等の貸出しサービスを行います。 ・知的障害者施設や高齢者施設への貸出しサービスを実施します。
95	資料館だよりの点字版の発行 [すみだ郷土文化資料館]	視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だよりの「みやこどり」の点字版を発行します。

	事業名	事業内容
96	「声のたより」の発行 [厚生課]	区内在住の視覚障害者で希望する人に対し、「区のお知らせ」「区議会だより」等の録音版を郵送します。
97	講演会等における手話通訳者等の配置 [関係各課]	区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者・要約筆記者を配置します。
98	ICT機器の利用促進 [障害者福祉課]	「身体障害者福祉センター」(事業番号 23 参照)において、各種の講座を通じて時代に即した情報リテラシーの向上に努めます。

(基本目標6) 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、障害に対する理解促進と合理的な配慮が進むよう区民・事業者への啓発に取り組むほか、障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

【指標】 配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「配慮を受けられずに困ることはない」と回答した方の割合	49.1%	50.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

♡ 施策の方向

♡ 実施事業（：重点事業　：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業）

ア
障害の理解の推進

99	障害者週間啓発行事の実施
100	障害者問題に関する啓発の実施
101	障害者差別解消法普及啓発事業
102	家庭教育学級補助金
103	職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進

イ
ユニバーサルデザイン・
バリアフリーのまちづくりの推進

104	公共建築物等の改善整備
105	民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
106	道路のバリアフリー整備
107	京成曳舟駅周辺道路整備事業
108	無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業）
109	福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
110	交通安全施設対策の実施
111	歩行者・自転車通行空間再整備事業
112	障害者交通安全等意見交換会の実施
113	あんしんバリアフリーマップの運営
114	江東内部河川整備事業
115	北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業
116	交通バリアフリー事業

ウ
安全・安心な暮らしの支援

117	緊急通報・火災安全システムの設置
118	家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業
119	災害時要配慮者サポート隊の結成支援
120	地域社会における障害者救護体制の充実
121	ふれあい収集（ごみの収集）の実施
122	ヘルプカードの配布
123	防犯パトロールカーによる巡回警備の実施
124	消費者問題に関する啓発の実施

事業計画

ア 障害の理解の促進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法、バリアフリー法の改正、東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例などを踏まえ、事業者・区民・行政が協力し「誰もが心を通わす暮らしやすいまち」となるよう、あらゆる機会を通じて、障害の特性や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発、教育を推進します。

	事業名	事業内容
99	障害者週間啓発行事の実施 [障害者福祉課]	障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、障害者週間に合わせてイベントを実施します。
100	障害者問題に関する啓発の実施 [広報広聴担当、障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区主催事業や作業所等のイベント等の機会を通じて、啓発活動を行います。 区のお知らせ「すみだ」の紙面や区政情報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて各種の障害者施策、障害のある方等に関する正しい知識の普及を行い、区民の理解の推進を図ります。
101	障害者差別解消法普及啓発事業 [障害者福祉課]	障害者差別解消法の区民・事業者に対する理解啓発事業を実施します。区職員に対する理解促進を進めます。
102	家庭教育学級補助金 [地域教育支援課]	障害者団体等が自主的に開催する家庭教育学級を開催するために要する経費の一部に補助金を交付します。
103	職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進 [職員課、障害者福祉課]	東京都、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。

イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や学校、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。また、バリアフリーの考え方を一歩進めて、はじめから「全ての人利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、区民、事業者、行政等が一体となって、障害のある人も自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに参加することができる環境づくりを進めます。

加えて、バリアフリー法の改正などに伴い、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画の作成を目指し、公共交通事業者等と連携しながら、施設などのハード面における改善と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を検討します。

	事業名	事業内容
104	公共建築物等の改善整備 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> だれでもトイレの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化を進めます。 視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。 トイレ改修を実施する際は、車いすでの利用がしやすい整備を検討する等、学校施設のバリアフリー化に努めます。

事業名	事業内容
105 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 [建築指導課、都市計画課]	バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例、墨田区集合住宅条例及び開発指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。
106 道路のバリアフリー整備 [道路公園課]	歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行の確保に努めます。
107 京成曳舟駅周辺道路整備事業 [拠点整備課]	地域住民が安心・快適に暮らし、駅利用者や来街者が安全・安心に移動することができるよう、京成曳舟駅前交通広場の整備や地区を周回する道路の拡幅整備を行います。
108 無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業） [道路公園課]	墨田区無電柱化整備計画に基づき、区道の無電柱化を計画的・効率的に実施するとともに、道路のバリアフリー化や景観整備を合わせて実施し、都市景観の向上に配慮した、安全で快適な道路空間を整備します。
109 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施 [厚生課]	病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善する場合において、その整備経費の一部を助成します。（整備工事費の1/2を限度とし、かつ上限額は整備内容による）
110 交通安全施設対策の実施 [土木管理課、産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品等の除去、放置自転車等の撤去などを行います。 ・ 墨田区商店街連合会の各種会合、区内商店街対象の各種指導事業を通じ、歩道・車道上の商品の撤去について指導を行います。
111 歩行者・自転車通行空間再整備事業 [道路公園課]	「墨田区自転車利用総合方針」における自転車走行空間設置検討路線について、歩行者と自転車の通行空間を分離することにより、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。
112 障害者交通安全等意見交換会の実施 [土木管理課]	障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。
113 あんしんバリアフリーマップの運営 [厚生課]	平成22年度作成のバリアフリーマップの充実を図るため、施設等の更新及び新規施設等の調査を実施します。
114 江東内部河川整備事業 [都市整備課]	墨田区の水辺を十分に活かし、都市生活にうるおいとやすらぎを与える水と緑の骨格軸を整備します。
115 北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業 [都市整備課]	北十間川西側区間（隅田川～東武橋付近）の親水テラス整備等を行うことで、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくります。
116 交通バリアフリー事業 [厚生課]	全ての人が安全かつ快適に駅を利用できるように、鉄道事業者に対し補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化を促進します。

ウ 安全・安心な暮らしの支援

災害などの緊急時に、対応が困難な障害のある人を支援するとともに、地域と区との連携による救護体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。また、感染症の流行などの非常事態において、従来どおりのサービス提供や支援が困難な際における対応策の検討や、行政の役割の明確化・体系化を目指します。

日々の生活においては、犯罪の被害に巻き込まれることを未然に防ぐため、パトローラーによる巡回警備、消費者問題に関する啓発などを実施します。

事業名	事業内容
117 緊急通報・火災安全システムの設置 [障害者福祉課]	ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置した発信機により「受信センター」に通報が入り、現場急行員の急行指示や東京消防庁へ救急車等の出動を要請します。また、平常時には健康・介護相談やお伺いコールを行います。
118 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業 [防災課、障害者福祉課]	地震による被害の軽減を図るため、家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムを取り付けます。
119 災害時要配慮者サポート隊の結成支援 [防災課]	住民の助けあいにより、災害時に支援が必要な人の手助けをする「災害時要配慮者サポート隊」を各町会に結成し、住民の助けあいシステムを通じて、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。
120 地域社会における障害者救護体制の充実 [防災課、障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ・町会等のサポート隊結成を促進し、要配慮者避難支援プランに基づく個別支援プランの作成に取り組みます。 ・大規模水害に対応した要配慮者の事前避難について、障害者や高齢者の避難支援に取り組みます。 ・区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等を通じ、避難所の救護体制の充実を図ります。 ・民間事業者等との協定締結を推進し、福祉避難所を積極的に確保していきます。
121 ふれあい収集（ごみの収集）の実施 [すみだ清掃事務所]	障害者のみの世帯のうち、自らごみを集積所などに持ち出すことが困難で、近隣等の協力が得られない場合、ごみの収集を支援します。
122 ヘルプカードの配布 [障害者福祉課]	障害者が災害時や緊急時に周囲の人に手助けを求めるときのヘルプカードの配布を行います。
123 防犯パトローラーによる巡回警備の実施 [安全支援課]	犯罪の発生を未然に防ぐため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した2台の防犯パトローラーで、毎日、区内全域の巡回パトロールを実施しています。この事業を通じて、障害者の安全・安心の確保を図ります。
124 消費者問題に関する啓発の実施 [産業振興課]	障害者（施設）に対し、悪質商法の手口や消費生活のトラブルなどの情報提供を行い、くらしの安全と消費生活向上を図ります。

(基本目標7) サービスの質を確保する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス提供事業所の適正な運営を支援します。

【指標】 過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数	現状(第4期)	目標(第5期)
第三者評価を受審した区内の事業所数	29事業所	現状水準以上

出典：とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価結果

♡ 施策の方向

ア
適正な事業所運営の支援

イ
事業者や団体の支援

ウ
ボランティアの育成

♡ 実施事業 (: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業)

125	障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化
126	障害福祉サービス第三者評価制度の推進
127	民間障害福祉サービス事業所への運営支援
128	指導監査の実施
129	事業所連絡会の開催
130	事業所の人材育成・ICT化等の支援
131	心身障害者団体への運営費補助の実施
132	精神障害者・家族への支援
133	難病患者への支援
134	高次脳機能障害の患者・家族への支援
135	ボランティア育成講座の実施
136	ボランティアに対する支援
	手話通訳者の育成

事業計画

ア 適正な事業所運営の支援

サービス提供事業所に対する第三者評価制度の推進や指導監査の実施により、サービスの質の確保と適正な運営を進めます。

事業名	事業内容
125 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化 [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。 必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。

事業名	事業内容
126 障害福祉サービス第三者評価制度の推進 [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉施設のサービス等を評価し、その結果を公表する「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。
127 民間障害福祉サービス事業所への運営支援 [障害者福祉課、保健予防課]	障害者に作業指導や生活支援等を行う民間法人が運営する事業所に対し、運営費の助成を行い、事業所の充実を支援します。
128 指導監査の実施 [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	障害福祉サービス事業所等の運営の適正化を図るため、指導監査を行います。
129 事業所連絡会の開催 [障害者福祉課、保健予防課]	サービス提供やケアプラン作成の適正化を支援するとともに、区と事業所及び事業所間の情報共有を図るため、各種の事業所連絡会を開催します。

イ 事業者や団体の支援

障害福祉サービスの安定的な供給の確保や民間事業者の専門性等の活用のため、民間事業者やサービス提供者への支援・連携を推進します。さらに、事業者に対する人材確保についても支援をしていきます。

また、当事者団体や、障害のある人の家族、家族会への支援を通じて、当事者同士・家族同士の交流や支えあいを促進します。

事業名	事業内容
130 事業所の人材育成・ICT化等の支援 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内事業所に対し、事業運営安定化やICT化、感染症予防等に係る研修等の支援を行います。 障害者を介護する人材の育成研修や、事業所のICT化・介護ロボットの導入等について、研修や助成金等に関する情報提供を行います。
131 心身障害者団体への運営費補助の実施 [障害者福祉課]	墨田区障害者団体連合会を通じて、心身障害者団体の運営を支援します。
132 精神障害者・家族への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	精神障害者本人やその家族が、正しく病気を理解し交流することで、地域で安定して生活できるように支援します。
133 難病患者への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	難病患者本人やその家族が、正しく病気を理解し、交流をすることで、地域で安定して生活できるよう支援します。支援のための関係機関による協議の場を設けます。
134 高次脳機能障害の患者・家族への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 高次脳機能障害の人の地域での自立生活、家族への支援を実施します。

ウ ボランティアの育成

障害のある人と障害のない人が「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが互いに助け合える地域を目指し、ボランティアの育成を進めます。

事業名	事業内容
ボランティア育成講座の実施 [ひきふね図書館、厚生課] 135	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等への図書館サービスを充実するため、音訳者等を養成する講座を開催します。 ・ボランティア講座やボランティア講習会等を開催し、区民ボランティアを育成します。
ボランティアに対する支援 [総務課、ひきふね図書館、障害者福祉課] 136	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動中の不測の事故に対する補償をするために、区が保険の掛け金を全額負担する墨田区ボランティア保険制度でボランティア活動を支援します。 ・対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払います。 ・区が主催または共催する事業に協力するボランティアに対し、交通費等の費用の一部を支弁します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

手話通訳者の育成 [障害者福祉課]	P95「(1) 必須事業 手話奉仕員養成研修事業」参照
-----------------------------	-----------------------------



第 3 章

墨田区障害福祉計画 【第 6 期】

墨田区障害児福祉計画 【第 2 期】



1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的と位置づけ

墨田区障害福祉計画【第6期】及び墨田区障害児福祉計画【第2期】(以下「本福祉計画」といいます。)は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、次の事項を定め、サービスの円滑な実施を確保することを目的としています。

国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号))に基づく令和5年度における指定項目の成果目標

各年度における障害者総合支援法、児童福祉法、及びその他関連事業に係るサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

策定に当たっては、前計画に引き続き、障害のある人を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

また、本福祉計画は、「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画と併せて、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定しています。

同行動計画が障害者総合支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施策について定めた計画となっています。

(「墨田区障害福祉総合計画」については、「P1 はじめに」を参照)

(2) 計画の基本理念

社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、相談支援の充実を進めます。

必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の計画的な提供に努めます。

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

(3) 計画期間

本福祉計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の計画期間としています。

計画名	計画期間
墨田区障害福祉計画【第1期】	平成18年度～平成20年度 (2006年度～2008年度)
墨田区障害福祉計画【第2期】	平成21年度～平成23年度 (2009年度～2011年度)
墨田区障害福祉計画【第3期】	平成24年度～平成26年度 (2012年度～2014年度)
墨田区障害福祉計画【第4期】	平成27年度～平成29年度 (2015年度～2017年度)
墨田区障害福祉計画【第5期】 墨田区障害児福祉計画【第1期】	平成30年度～令和2年度 (2018年度～2020年度)
墨田区障害福祉計画【第6期】 墨田区障害児福祉計画【第2期】	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)

(4) 計画の策定体制

計画の策定体制

本福祉計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、医療機関、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者などを含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の基本指針によるサービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを踏まえるほか、パブリック・コメント等を実施し、広く区民の意見を聴取し策定しています。

計画の評価

墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

また、新型コロナウイルスの感染の動向とそれがサービスに及ぼす影響が不透明である状況に鑑み、柔軟な計画の運用を図ります。

2 基本指針に定める成果目標

本福祉計画では、国の定めた基本指針とともに障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、次の項目について、これまでの実績及び地域の実情も踏まえて数値目標を設定します。

成果目標(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
成果目標(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
成果目標(4)	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標(5)	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標(6)	相談支援体制の充実・強化等
成果目標(7)	障害福祉サービス等の質の向上

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、令和5年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和5年度末における施設入所者数の見込みを設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【区の考え方】

地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間で、令和元年度末時点の施設入所者数である206人の方のうち6%に当たる12人の方が地域生活に移行すると見込みます。

令和5年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により1.6%以上の施設入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、施設での支援が必要な障害のある方が都立施設の待機登録をされている実態を踏まえ、令和元年度末の実績人数と同じ206人の方を見込みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【国の基本指針】

精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備により、地域移行が可能となることを鑑み、令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を設定する。

精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【区の考え方】

令和元年度、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の必置項目である、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域生活支援協議会」を設置しました。本会及び分科会を立ち上げ、協議事項の検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等について、区における必要な機能の検証をしていきます。

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年に一回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

【区の考え方】

国の基本指針を踏まえ、令和2年度末開設の重度知的障害者向けグループホームの整備に係る補助を行い、地域生活支援拠点の機能を付加します。

また、精神障害者の地域支援を行う面的な体制整備を進めていきます。

面的な体制整備とは、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う体制の「面的整備型」を指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人等の目標値を設定します。

【国の基本指針】

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること。

就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすること。

就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍とすること。

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを基本とし、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすること。

【区の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ、49人の方を目標値とします。

就労移行支援事業の一般就労への移行実績について、国の基本指針を踏まえ、令和元年度の実績38人の方の1.3倍の増加を見込み、49人の方を目標値とします。

本区においては一般就労の可能性がある者は全て就労移行支援を利用することとしているため、就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行は目標としては見込みません。

国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、70%が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

なお、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れについては、墨田区子ども・子育て支援総合計画において実施していきます。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

また、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。

令和5年度末までに、医療的ケア児を支援するための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【区の考え方】

現在、区内には、児童発達支援センターとして、すみだ福祉保健センター内にみつばち園を設置しています。また、みつばち園において、保育所等訪問支援を実施しており、今後も円滑なサービス提供を図っていきます。

現在、区内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、継続して運営を支援していきます。

保健、医療、障害福祉、保育、教育に係る庁内関係部署と外部委員からなる「医療的ケア児に関する協議会」を継続して開催し、医療的ケア児に対する共通の理解に基づく支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターとの連携を図っていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。また、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討すること。

【区の考え方】

区内の相談支援事業所の連絡会や初任者向け勉強会を通じ、体制の強化を図ります。また、基幹相談支援センターの設置について合わせて検討を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

自立支援給付費の請求に係る審査結果（過誤納等の情報）の共有や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査に係る目標を設定します。

【国の基本指針】

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定すること。

障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定すること。

【区の考え方】

障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月1回の請求期日ごとに年12回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。

東京都福祉保健局と連携し、計画的な指導監査を実施します。

3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要な量の見込みは、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

各年度における実績及び見込み量は、各年度最終月（3月）の数値とする。（一部記載のあるものについては、各月の平均等とする。）

用語の説明 「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいう。

「人数」とは、実利用人数をいう。当月において複数回利用しても1人とする。

(1) 訪問系サービス

**居宅介護
行動援護**

**重度訪問介護
重度障害者等包括支援**

同行援護

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数	実績時間	平均利用時間
平成30年度	510人	10,976時間	21.5時間
令和元年度	548人	11,834時間	21.6時間

✦必要量の見込

ここ数年の実績人数を参考として、対象者数では前年度比20人増、時間数では前年比430時間増が続くものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数	時間数
令和3年度	588人分	12,642時間
令和4年度	608人分	13,072時間
令和5年度	628人分	13,502時間

✦確保方策

現在、区内訪問系サービス事業所は50か所あります。事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対するサービス提供量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	7,358人日分	367人	20.0日
令和元年度	7,654人日分	372人	20.6日

✦必要量の見込

生活介護については、特別支援学校の卒業生のうち、生活介護を利用するが見込まれる人数を踏まえるとともに、過去の実績等から必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	7,694人日分	379人分
令和4年度	7,775人日分	383人分
令和5年度	7,958人日分	392人分

✦確保方策

区内の生活介護事業所が5か所の合計定員数は130人となっており、令和2年3月現在115人(区外利用者を含めると372人)の方が利用されています。区内事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

自立訓練(機能訓練)

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	46人日分	2人	23.0日
令和元年度	5人日分	1人	5.0日

✦必要量の見込

利用対象となる方のそれぞれの特性に応じ利用されるため、急激な利用変動は見込めない事業です。令和2年3月現在、自立訓練(機能訓練)を1人の方が利用されています。今後も、同程度の利用者数を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	45人日分	3人分
令和4年度	45人日分	3人分
令和5年度	45人日分	3人分

✦確保方策

現在、区内には、自立訓練（機能訓練）を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

自立訓練（生活訓練）

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	338人日分	22人	15.4日
令和元年度	358人日分	16人	22.4日

✦必要量の見込

令和2年3月現在、10人の方が自立訓練（生活訓練）を利用されています。本福祉計画においては、過去の実績を基に入院中の精神障害のある方のうち地域生活移行後のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる方等を勘案して必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	398人日分	21人分
令和4年度	398人日分	21人分
令和5年度	398人日分	21人分

✦確保方策

区内にある1事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

就労移行支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	1,288人日分	79人	16.3日
令和元年度	1,554人日分	99人	15.7日

✦必要量の見込

令和2年3月現在、99人の方が就労移行支援を利用されています。国の基本指針を踏まえて、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	1,956人日分	123人分
令和4年度	2,147人日分	135人分
令和5年度	2,337人日分	147人分

✦確保方策

区内には、就労移行支援事業所が8か所あり、合計定員数は139人となっています。令和2年3月現在51人（区外利用者を含めると99人）の方が利用されており、当面は受け入れが十分確保されている状況にあります。

就労継続支援（A型）

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	377人日分	23人	16.4日
令和元年度	357人日分	19人	18.8日

✦必要量の見込

令和2年3月現在、19人の方が就労継続支援（A型）を利用されています。国の基本指針を踏まえて、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	360人日分	18人分
令和4年度	340人日分	17人分
令和5年度	320人日分	16人分

✦確保方策

区内には、就労継続支援（A型）事業所はありませんが、事業特性として近隣区等の事業所を利用することが考えられます。引き続き、民間事業所と連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

就労継続支援（B型）

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	6,775人日分	446人	15.2日
令和元年度	6,901人日分	430人	16.0日

✦必要量の見込

就労継続支援（B型）については、特別支援学校の卒業生のうち、就労継続支援（B型）を利用することが見込まれる人数を踏まえるとともに、過去の実績等から必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	6,798人日分	433人分
令和4年度	6,908人日分	440人分
令和5年度	6,987人日分	445人分

✦確保方策

令和2年3月現在、区内には、知的障害・身体障害を主な対象とする就労継続支援（B型）事業所が5か所あり、合計定員数は240人となっており、196の方が利用されています。

また、精神障害を主な対象とする就労継続支援（B型）事業所は、令和2年3月現在、区内に10か所あり、合計定員数は243人となっており、166の方が利用されています。

これらのことから、当面は受け入れが可能な状況です。なお、同時期の区外事業所を含めた利用者は、430人の方となっています。

✦工賃の実績

年度	平均実績月額	平均時給額
平成30年度	15,161円	279円
令和元年度	15,165円	292円

✦目標水準の考え方

就労継続支援（B型）における工賃については、実績が目標額に達していないことと、新型コロナウイルスの影響を勘案して、目標水準を設定します。

✦工賃の目標水準

年度	平均目標月額
令和3年度	18,000円
令和4年度	20,000円
令和5年度	20,000円

✦工賃向上の取組

就労継続支援（B型）における工賃の目標水準については、目標額に達していない状況ですが、官公需による工賃向上を継続実施するとともに、自主生産品の共同販売等を通じた取組を継続することなどにより、工賃向上を図っていきます。

就労定着支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	31人
令和元年度	23人

✦必要量の見込

ここ数年の実績人数と一般就労への移行者数を参考として、必要量を見込みます。

年度	人数
令和3年度	30人分
令和4年度	33人分
令和5年度	36人分

✦確保方策

区内にある5事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

療養介護

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	23人
令和元年度	23人

✦必要量の見込

本区では令和2年3月現在、療養介護事業利用者は23人の方で、全て区外の医療機関を利用されています。現在の利用者が継続して利用することと過去の実績を踏まえ、今後も、同程度の利用者数を見込みます。

年度	人数
令和3年度	23人分
令和4年度	23人分
令和5年度	23人分

✦確保方策

今後もサービスを必要とする障害のある方やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

短期入所（福祉型、医療型）

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	区分	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	福祉型	761人日分	85人	9.0日
	医療型	81人日分	10人	8.1日
平成元年度	福祉型	771人日分	81人	9.5日
	医療型	85人日分	12人	7.1日

✦必要量の見込

区内では、福祉型として2事業所で短期入所を実施しています。医療型とともに、今後も過去の実績を踏まえ、増加するものとして必要量を見込みます。

年度	区分	人日分	人数
令和3年度	福祉型	765人日分	85人分
	医療型	98人日分	14人分
令和4年度	福祉型	783人日分	87人分
	医療型	105人日分	15人分
令和5年度	福祉型	801人日分	89人分
	医療型	112人日分	16人分

✦確保方策

令和2年度末に開設した重度知的障害者グループホームに併設しました。区内にある福祉型2事業所及び区外の福祉型・医療型事業所と連携・調整を図り、引き続き必要量を確保していきます。

(3) 居住系サービス

自立生活援助

✦国の基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	0人
令和元年度	0人

✦必要量の見込

平成30年度からの創設事業であるため、地域相談支援事業の利用者数、共同生活援助利用者数、単身世帯である障害のある方、同居している家族による支援を受けられない障害のある方等の数を基にして必要量を見込みます。

年度	人数
令和3年度	6人分
令和4年度	6人分
令和5年度	6人分

✦確保方策

民間事業者と連絡を取りつつ、必要量を確保していきます。

共同生活援助

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	176人
令和元年度	176人

✦必要量の見込

令和2年3月現在、176の方がグループホームを利用されています。区では、現在の利用者数に新たにグループホームに入居を希望する方の他、施設入所者の地域生活への移行者数や入院中の精神障害のある方のうち地域生活に移行する方の数として、地域生活移行等により令和5年度までに12人増を見込みます。

年度	人数
令和3年度	186人分
令和4年度	187人分
令和5年度	188人分

✦確保方策

令和2年3月現在、区内には7事業者がグループホームを運営しています。また、区外の61事業所を区民が利用されています。また、令和2年度末に重度知的障害者グループホームを開設しました。

グループホームの整備については、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで必要なものであり、民間事業者の誘導を図り計画的な整備促進に努めていきます。

施設入所支援

✦国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること及び令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	206人
令和元年度	206人

✦必要量の見込

令和2年3月現在、206人の方が施設入所支援を利用されています。

区では、施設入所支援の実施事業者による支援が必要な障害のある方が都立施設の待機登録をしている実態を踏まえ、令和元年度末の実績人数である206人を見込みます。

年度	人数
令和3年度	206人分
令和4年度	206人分
令和5年度	206人分

✦確保方策

施設入所支援の実施事業者等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

地域生活支援拠点等

✦国の基本指針

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

✦必要量の見込

令和2年度末に開設した重度知的障害者グループホームを、地域生活支援拠点として位置づけ、事業者や関係機関とともに検証等を進めていきます。

年度	実施回数(年間)
令和3年度	1回
令和4年度	1回
令和5年度	1回

✦確保方策

施設入所支援の実施事業者等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

計画相談支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	161人
令和元年度（各月平均）	172人

✦必要量の見込

平成27年度から障害福祉サービスを利用する障害のある方全員が計画相談支援の対象となっており、過去の実績を踏まえ、必要量を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	230人分
令和4年度	259人分
令和5年度	288人分

✦確保方策

障害福祉サービスを利用する障害のある方全員を対象とすることとされていることから、区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

地域移行支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	0人
令和元年度（各月平均）	0人

✦必要量の見込

令和2年3月現在、4の方が地域移行支援を利用されています。今後も毎年同じ規模で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	1人分
令和4年度	1人分
令和5年度	1人分

✦確保方策

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

地域定着支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	1人
令和元年度（各月平均）	1人

✦必要量の見込

過去の実績を踏まえ、同程度で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	1人分
令和4年度	1人分
令和5年度	1人分

✦確保方策

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(5) 障害児通所支援

児童発達支援

✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	2,262人日分	795人	2.8日
令和元年度	2,319人日分	877人	2.6日

✦必要量の見込

利用児童数の増加等を踏まえ、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	2,870人日分	1,025人分
令和4年度	3,077人日分	1,099人分
令和5年度	3,284人日分	1,173人分

✦確保方策

区内外に民間事業者による児童発達支援の開設が今後とも続くことが予想されるため、情報共有を図りつつ、量及び質の確保に努めます。

医療型児童発達支援

✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	10人日分	2人	5.0日
令和元年度	9人日分	3人	3.0日

✦必要量の見込

過去の実績等を踏まえ、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	11人日分	3人分
令和4年度	11人日分	3人分
令和5年度	11人日分	3人分

✦確保方策

引き続き、都立事業所と連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

居宅訪問型児童発達支援

✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	0人日分	0人分	0日
令和元年度	5人日分	1人分	5日

✦必要量の見込

過去の実績等を踏まえ、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	10人日分	2人分
令和4年度	10人日分	2人分
令和5年度	10人日分	2人分

✦確保方策

民間事業所と連携を図り、必要量の確保を行っていきます。

放課後等デイサービス

✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数	平均利用日数
平成30年度	4,306人日分	564人	7.6日
令和元年度	4,172人日分	517人	8.1日

✦必要量の見込

過去の利用児童数の増加等を踏まえ、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	4,597人日分	597人分
令和4年度	4,905人日分	637人分
令和5年度	5,213人日分	677人分

✦確保方策

区内外に民間事業者による放課後等デイサービスの開設が今後とも続くことが予想されるため、量及び質の確保と情報共有を図っていきます。

保育所等訪問支援

✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人日分	実績人数
平成30年度	17人日分	10人
令和元年度	10人日分	6人

✦必要量の見込

主に保育園や幼稚園経由で児童発達支援につながる児童を中心に、必要量を見込みます。

年度	人日分	人数
令和3年度	8人日分	8人分
令和4年度	9人日分	9人分
令和5年度	10人日分	10人分

✦確保方策

区立の児童発達支援センター及び民間事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。

(6) 障害児相談支援

障害児相談支援

✦国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している者の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	13人
令和元年度（各月平均）	12人

✦必要量の見込

障害児通所支援全体の必要量をもとに、必要量を見込みます。

なお、平成27年度から障害児通所支援を利用する児童全員が障害児相談支援の対象となっていることから、過去の実績を踏まえて利用児童数を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	16人分
令和4年度	18人分
令和5年度	20人分

✦確保方策

区内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に障害児相談支援事業所の開設を呼びかけるとともに、既存の事業所とも連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

✦国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

国の基本指針をもとに、必要量を見込みます。

年度	人数
令和3年度	1人分
令和4年度	1人分
令和5年度	1人分

✦確保方策

医療的ケア児コーディネーター研修の受講者等と連携・調整を図りながら必要量を確保していきます。

(7) 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

✦国の基本指針

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

すみだステップハウスおおぞらにじの子が主催する保護者教室（みつばち園・にじの子卒園児の保護者による講演）の参加人数を見込みます。

年度	人数（年間）
令和3年度	50人分
令和4年度	50人分
令和5年度	50人分

✦確保方策

講師役となるみつばち園・にじの子卒園児の保護者の負担を考慮しながら、個別に呼びかけて確保していきます。

ペアレントメンターの人数

✦国の基本指針

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

本区においては の保護者教室を通じた支援を行っていきます。

ピアサポートの活動への参加人数

✦国の基本指針

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

現状の事業所、地域活動支援センターでのピアサポートの活動状況を勘案し、同程度で参加があるものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数（年間）
令和3年度	6人分
令和4年度	7人分
令和5年度	8人分

✦確保方策

区内にある事業所、地域活動支援センターと連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

✦国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

✦実績

年度	開催回数（年間）
平成30年度	2回
令和元年度	2回

✦必要量の見込

令和元年度に保健、医療及び福祉関係者による協議の場として新たに精神障害者地域生活支援協議会を設置し、2回開催した。今後も毎年2回の開催を予定しています。

年度	開催回数（年間）
令和3年度	2回
令和4年度	2回
令和5年度	2回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

✦国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

✦実績

年度	参加者	参加者数（年間延べ）
平成30年度	保健	2人
	医療（精神科）	2人
	医療（精神科以外）	6人
	福祉	10人
	介護	0人
	当事者及び家族	1人
令和元年度	保健	2人
	医療（精神科）	2人
	医療（精神科以外）	6人
	福祉	12人
	介護	0人
	当事者及び家族	2人

✦必要量の見込

令和元年度に保健、医療及び福祉関係者による協議の場として新たに精神障害者地域生活支援協議会を設置し、2回開催した。今後も毎年2回の開催を予定しており、同程度の参加者数を見込みます。

年度	参加者	参加者数（年間延べ）
令和3年度	保健	2人分
	医療（精神科）	8人分
	医療（精神科以外）	6人分
	福祉	10人分
	介護	1人分
	当事者及び家族	2人分
令和4年度	保健	2人分
	医療（精神科）	8人分
	医療（精神科以外）	6人分
	福祉	10人分
	介護	1人分
	当事者及び家族	2人分
令和5年度	保健	2人分
	医療（精神科）	8人分
	医療（精神科以外）	6人分
	福祉	10人分
	介護	1人分
	当事者及び家族	2人分

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

✦国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

保健、医療及び福祉関係者による協議の場として新たに設置した精神障害者地域生活支援協議会における目標設定及びその評価をそれぞれ年1回行います。

年度	実施回数（年間）
令和3年度	1回
令和4年度	1回
令和5年度	1回

精神障害者の地域移行支援

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	0人
令和元年度（各月平均）	0人

✦必要量の見込

令和2年3月現在、3人の方が地域移行支援を利用されています。今後も毎年同じ規模で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	1人分
令和4年度	1人分
令和5年度	1人分

✦確保方策

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

精神障害者の地域定着支援

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度（各月平均）	1人
令和元年度（各月平均）	1人

✦必要量の見込

過去の実績を踏まえ、同程度で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

年度	人数（各月平均）
令和3年度	1人分
令和4年度	1人分
令和5年度	1人分

✦確保方策

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

精神障害者の共同生活援助

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	35人
令和元年度	35人

✦必要量の見込

現に利用している精神障害者の数に基づき、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数等を加味して必要量を見込みます。

年度	人数
令和3年度	40人分
令和4年度	40人分
令和5年度	40人分

✦確保方策

グループホームの整備については、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで必要なものであり、入院中の精神障害者が地域生活を送るために不可欠なもののため、民間事業者の誘導を図る等計画的な整備促進に努めていきます。

精神障害者の自立生活援助

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績

年度	実績人数
平成30年度	0人
令和元年度	0人

✦必要量の見込

令和3年度以降事業者が増加し、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助を利用する方が増加することを勘案し、必要量を見込みます。

年度	人数
令和3年度	5人分
令和4年度	5人分
令和5年度	5人分

✦確保方策

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援

✦国の基本指針

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を設定する。

✦確保方策

令和5年度末までに設置予定の基幹相談支援センターに、総合的・専門的な相談支援機能を付加します。

地域の相談支援体制の強化

✦国の基本指針

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

年度	回数(年間)
令和3年度	4回
令和4年度	4回
令和5年度	4回

✦確保方策

相談支援事業所連絡会と新任者向けの相談支援事業所説明会を通じて、連携の強化を図ります。

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

✦国の基本指針

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対して実施する研修の参加人数を見込みます。

年度	参加人数（年間延べ）
令和3年度	2人分
令和4年度	2人分
令和5年度	2人分

✦確保方策

都が主催する障害福祉サービス等の事業者説明会や区市町村の連絡会に、区職員が参加します。

障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

✦国の基本指針

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

✦必要量の見込

障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を見込みます。

年度	回数（年間）
令和3年度	12回
令和4年度	12回
令和5年度	12回

✦確保方策

毎月1回の請求期日ごとに、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条の規定に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

本福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を定めます。

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

障害者団体及び区民等と協働し、ノーマライゼーションの理念の実現を図るとともに、障害の理解と啓発を図ることを目的に、毎年12月に障害者週間記念事業として区民参加型の行事等を開催します。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、理解啓発事業を継続実施します。

【実施の有無】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有

自発的活動支援事業

心の健康づくり対策事業

ア デイケアの実施

回復途上にある精神障害のある方に対して、社会適応の促進を図り、集団でのレクリエーション、話し合い、料理等を通して人間関係の改善や生活リズムの確立、社会参加の動機づけ等を支援する社会適応訓練を実施します。

イ 家族会

精神障害のある方の家族を対象に、同じ悩みをもつ家族が集まる場を設け、情報交換を通じて、精神疾患や福祉制度等に対する理解を深めることを目的に家族会を実施します。

ウ こころの病を持つ方の家族のための連続講座

こころの病を持つ方の家族に対して、精神保健に関する正しい知識の普及と精神障害のある方に対する理解を深めるために啓発活動の一環として連続講座を実施します。

【実施の有無】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有

相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある方等の福祉に関する各般の問題につき、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある方等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を、障害者福祉課、向島保健センター、本所保健センター、精神障害者地域生活支援センター友の家の4か所で行います。

【実施見込み箇所数】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か所	4か所	4か所

イ 基幹相談支援センター・基幹相談支援センター等機能強化事業

設置に向けて準備を進めるとともに、区内の相談支援事業所への指導や助言、関係機関との連携等に係る専門的職員の配置について検討します。

【設置・実施の有無】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター設置の有無	設置準備	設置準備	設置予定
基幹相談支援センター等機能強化事業実施	検討	検討	実施予定

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

住宅に困窮する障害者世帯に対し、保証機関を活用した家賃債務保証及び保証料の一部助成を行うことにより、居住の安定を図ります。

【実施の有無】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害及び精神障害等のある方に対し、成年後見制度における区長の審判請求を行う際に必要な申し立て経費のほか、成年後見人等への報酬費用を助成することにより、本制度の活用を促進します。

【実利用見込み者数/年】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	5人	5人

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害及び精神障害等のある方に対し、墨田区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる、法人後見を実施します。

【実施の有無】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有

意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害があるため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、当事者等が社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保します。

なお、実施に当たっては、社会福祉法人等に委託します。

【実利用見込み件数/年】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	1,250件	1,275件	1,300件
要約筆記者派遣事業	130件	140件	150件

イ 手話通訳者設置事業

聴覚や言語機能に障害のある方からの相談を受け、生活全般を支えるために、すみだ障害者就労支援総合センター内で実施している聴覚障害者生活支援事業において、墨田区登録手話通訳者を配置します。

【実設置見込み者数/日】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	2人	2人

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。

【給付等見込み件数/年】

本区では障害者総合支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績の平均値や障害のある方の増加等を踏まえて、必要量を見込みます。

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	11件	11件	11件
自立生活支援用具	71件	71件	71件
在宅療養等支援用具	37件	37件	37件
情報・意思疎通支援用具	66件	66件	66件
排泄管理支援用具	460件	460件	460件
住宅改修費	8件	8件	8件

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

【実養成研修修了見込み者数（登録見込み者数）／年】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
8人(4人)	10人(5人)	12人(6人)

移動支援事業

障害のある方の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な方に、ホームヘルパー等による外出のための支援を行います。

【実利用見込み者数・延べ利用見込み時間数／月】

本区では障害者総合支援法施行以前から移動支援事業を実施しており、これまでの実績の平均値や障害のある方の増加等を踏まえて、必要量を見込みます。

種目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	323人	328人	333人
延べ利用見込み時間数	5,084時間	5,176時間	5,268時間

地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、型による機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を社会福祉法人に委託して実施します。

【実施見込み箇所数・実利用見込み者数／月】

これまでの実績の平均値等を踏まえて、必要量を見込みます。

種目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	135人	145人	155人

精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場として設置した「精神障害者地域生活支援協議会」において、地域移行支援、地域定着支援及びアウトリーチを推進します。

【協議会の開催見込み数】

「精神障害者地域生活支援協議会」及びその分科会において、地域の課題を共有化した上で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
4回	5回	5回

(2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業

資料編

(1) 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

昭和57年4月10日
57墨厚発第178号

(趣旨)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区障害者施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 推進協議会は、委員22人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験を有する者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

(2) 墨田区障害者行動計画の策定に関すること。

(3) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員

NO	区分	所属等	氏名
1	障害者団体等の 代表者	墨田区障害者団体連合会	荘司 康男
2		〃	三宅 裕
3		〃	浅岡 ミサ子
4		〃	庄司 道子
5		〃	菊池 昌子
6		〃	三浦 八重子
7		墨田区知的障害者相談員	小久保 登美子
8		墨田区身体障害者相談員	中村 智世子
9	学識経験者	墨田区社会福祉協議会	鎌形 由美子
10		墨田区民生委員・児童委員協議会	田村 正一
11		障害福祉サービス事業者 墨田区障害者審査会委員	笹生 依志夫
12	区議会議員	墨田区議会議員	田中 ✓友
13		〃	とも 宣子
14		〃	はら つとむ
15		〃	井上 ノエミ
16		〃	渋田 ちしゅう
17		〃	かんだ すなお
18	関係行政機関等	東京都立墨田特別支援学校長	野口 幹人
19		特別支援学級設置中学校代表 (本所中学校長)	松井 隆
20		墨田公共職業安定所 職業相談部長	篠田 哲也
21		墨田区保健所長	西塚 至

(敬称略)

(3) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成 5 年 1 2 月 2 1 日

(設置)

第 1 条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に係りのある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第 3 条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第 4 条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に係りのある幹事をもって開催することができる。

(事務局)

第 6 条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

企画経営室	行政経営担当課長
総務部	総務課長、人権同和・男女共同参画課長
区民部	窓口課長
地域力支援部	地域活動推進課長
産業観光部	産業振興課長
福祉保健部	厚生課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、地域包括ケア推進担当副参事、相談支援担当副参事
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
子ども・子育て支援部	子育て支援課長、子育て政策課長、子ども施設課長、子育て支援総合センター館長
都市計画部	都市計画課長
都市計画部危機管理担当	防災課長、安全支援課長
都市整備部	都市整備課長
都市整備部環境担当	環境保全課長
教育委員会事務局	庶務課長、指導室長

(4) 墨田区障害者行動計画検討経過

墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第1回	令和2年8月24日(月)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の策定について ・「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の進捗状況について
第2回	令和2年11月20日(金)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」の中間まとめについて
第3回	令和3年1月27日(水)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」(案)の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	令和2年7月21日(火)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の策定について ・「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の進捗状況について
第2回	令和2年11月17日(火)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」の中間まとめについて
第3回	令和3年1月19日(火)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」(案)の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	令和2年7月14日(火)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の策定について ・「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の進捗状況について
第2回	令和2年11月11日(水)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」の中間まとめについて
第3回	令和2年1月15日(金)	「墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画)」(案)の最終報告について

(5) 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱

平成19年9月25日

19墨福障第764号

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(協議会の組織)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)を設置する。

2 協議会に、必要に応じて協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。

(2) 墨田区における相談支援事業に関すること。

(3) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更並びに推進に関すること。

(4) 障害者及びその家族、障害福祉関係等機関並びに団体との連携に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員等及びその他区長が必要と認める者のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健予防課が関わる事項の専門

部会は保健予防課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健予防課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課に関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健予防課に関わる事項の専門部会については保健予防課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、会長から付託された事項を協議する。

2 座長は、前項の協議結果について、会長に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課に関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健予防課に関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健予防課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬等)

第12条 全体会の委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、区の職員及び専門部会の委員に対しては、報酬及び謝礼を支給しない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(6) 墨田区地域自立支援協議会委員

NO	区分	所属等	役職	氏名
1	学識 経験者	墨田区障害者審査会委員	山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授	柳田 正明
2	障害福祉 サービス 等事業者	特定非営利活動法人 のぞみ	肢体不自由児者通所訓練所長	清水 裕三
3		社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	障害者支援部長	遠藤 稔
4		社会福祉法人 墨田さんさん会	墨田さんさん会 喜楽里すみだ工房 管理者	磯井 理栄
5		特定非営利活動法人 とらいあぐる	事務局長	河野 元毅
6		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	すみだ障害者就労支援 総合センター 所長	野本 直洋
7		社会福祉法人 おいてけ堀協会	事務局長 精神保健福祉士	柳 牧子
8		株式会社 ラックコーポレーション	障害者相談支援 ヘルスケア事業部 部長	前田 輝和
9		東京都立墨東病院	課長代理 ソーシャルワーカー	菊池 由生子
10		障害当事 者団体	墨田区障害者団体連合会	会長
11	墨田区手をつなぐ親の会		会長	庄司 道子
12	肢体不自由児者父母の会		会長	菊池 昌子
13	墨田区精神障害者家族会		会長	三浦 八重子
14	行政関係 機関等	東京都立墨東特別支援学校	副校長	土田 公夫
15		東京都立墨田特別支援学校	副校長	山内 達夫
16		墨田区民生委員・ 児童委員協議会	会長	鎌形 由美子
17		墨田公共職業安定所 (ハローワーク)	統括職業指導官	佐久間 章
18		墨田区社会福祉協議会	事務局長	栗田 陽
19		墨田区 福祉保健部 保健予防課	保健予防課長	竹内 知子
20		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	障害者福祉課長	宮本 佳代子

(敬称略)

(7) 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画検討経過

墨田区地域自立支援協議会（全体会）検討経過

第1回	令和2年8月24日（月）	・「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の策定について ・「墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】」の進捗状況について
第2回	令和2年11月20日（金）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」の中間まとめについて
第3回	令和3年1月27日（水）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」（案）の最終報告について

墨田区地域自立支援協議会（計画検討部会）検討経過

居住系・訪問系	令和2年10月5日（月）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」の策定検討
日中活動系	令和2年10月5日（月）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」の策定検討

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	令和2年7月21日（火）	・「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の策定について ・「墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】」の進捗状況について
第2回	令和2年11月17日（火）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」の中間まとめについて
第3回	令和3年1月19日（火）	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】）」（案）の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	令和2年7月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の策定について ・「墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】」の進捗状況について
第2回	令和2年11月11日(水)	「墨田区障害福祉総合計画(墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】)」の中間まとめについて
第3回	令和2年1月15日(金)	「墨田区障害福祉総合計画(墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】)」(案)の最終報告について

(8) 計画策定アンケート調査結果 (概要)

実施期間：令和2年2月1日～3月10日

配布対象：日中活動系サービス利用者（身体障害、知的障害、精神障害）身体障害者手帳及び愛の手帳保持者から無作為抽出

対象人数：1,093人

回答数：725

回収率：66.3%

設問数：18問

問1 回答者について

本人	父母	兄弟・姉妹	配偶者	子ども	家族以外の介助者	その他
57.5%	28.6%	3.4%	2.2%	2.2%	0.8%	3.3%

問2 性別について

男性	女性	その他
55.7%	43.7%	0.6%

問3 生活形態について

家族と	一人暮らし	グループホーム	入所施設	入院中	その他
70.1%	17.4%	7.6%	3.3%	1.1%	0.1%

問4 障害や疾病の状況について

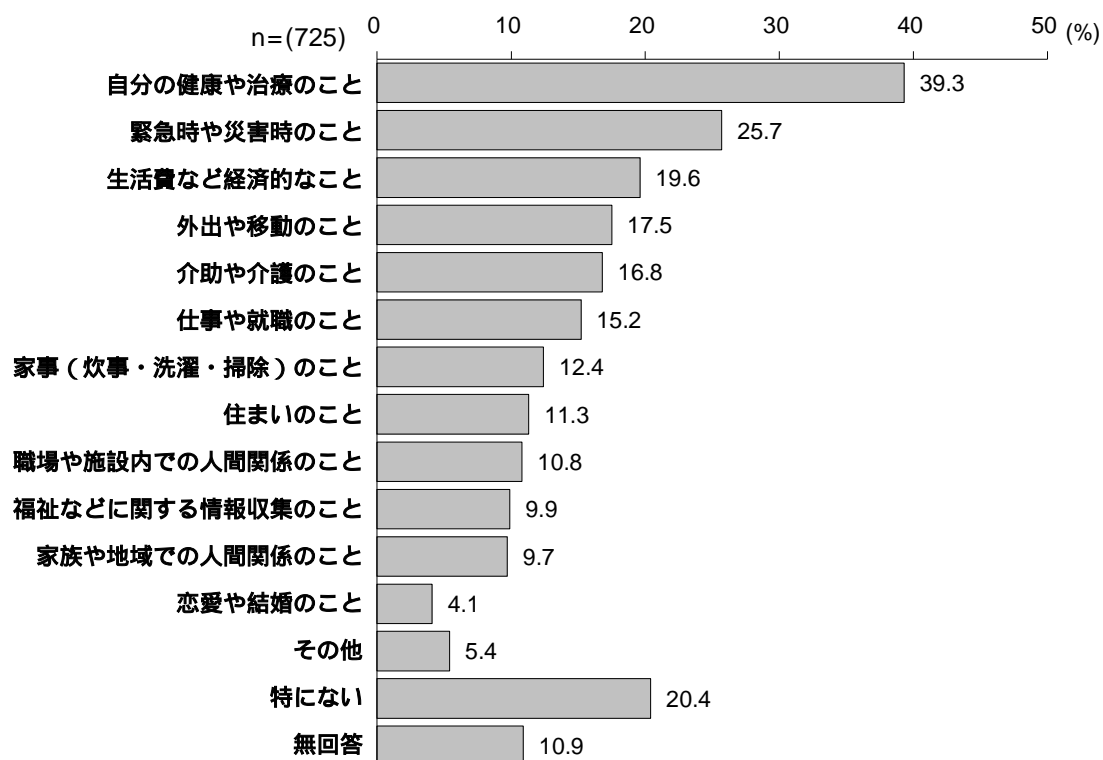
身体障害者 手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病	高次脳 機能障害	発達障害	無回答
50.2%	44.6%	14.2%	3.4%	1.2%	2.6%	3.7%

問5 障害支援区分について

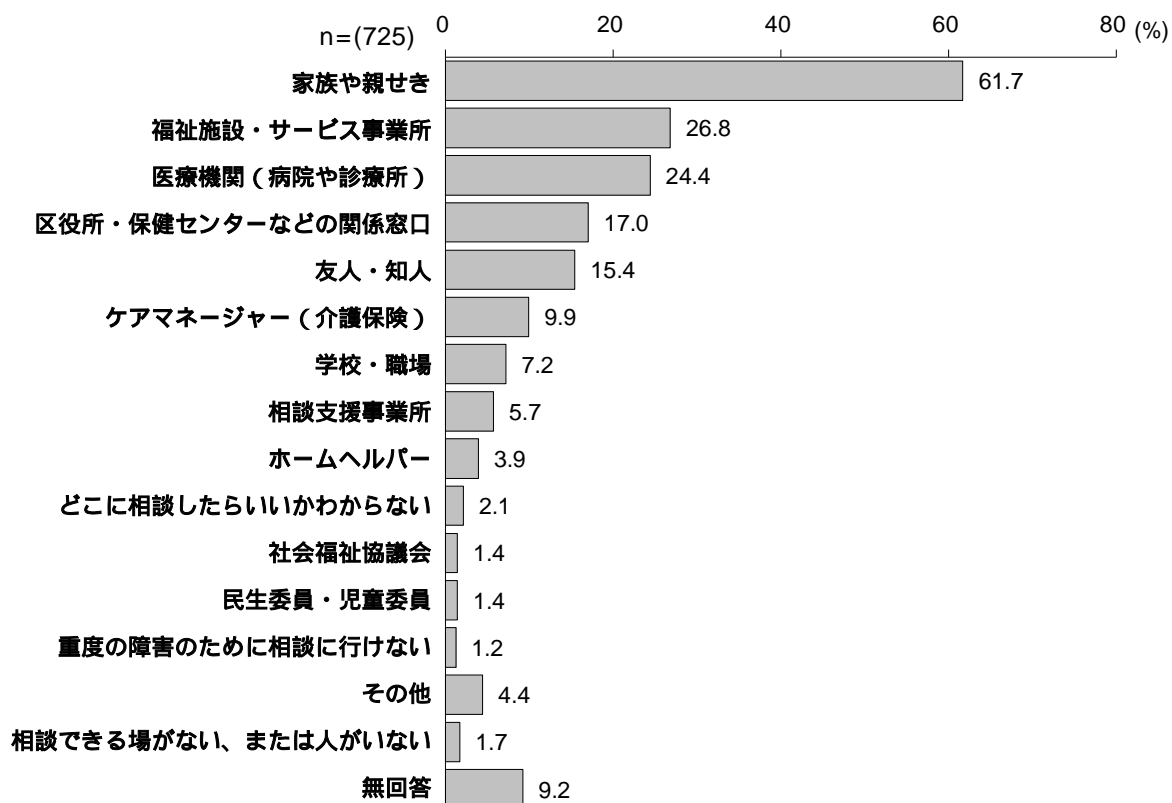
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けてない	無回答
1.9%	6.3%	5.9%	7.3%	4.7%	7.0%	32.6%	34.2%

問6 悩んでいること、相談したいことについて

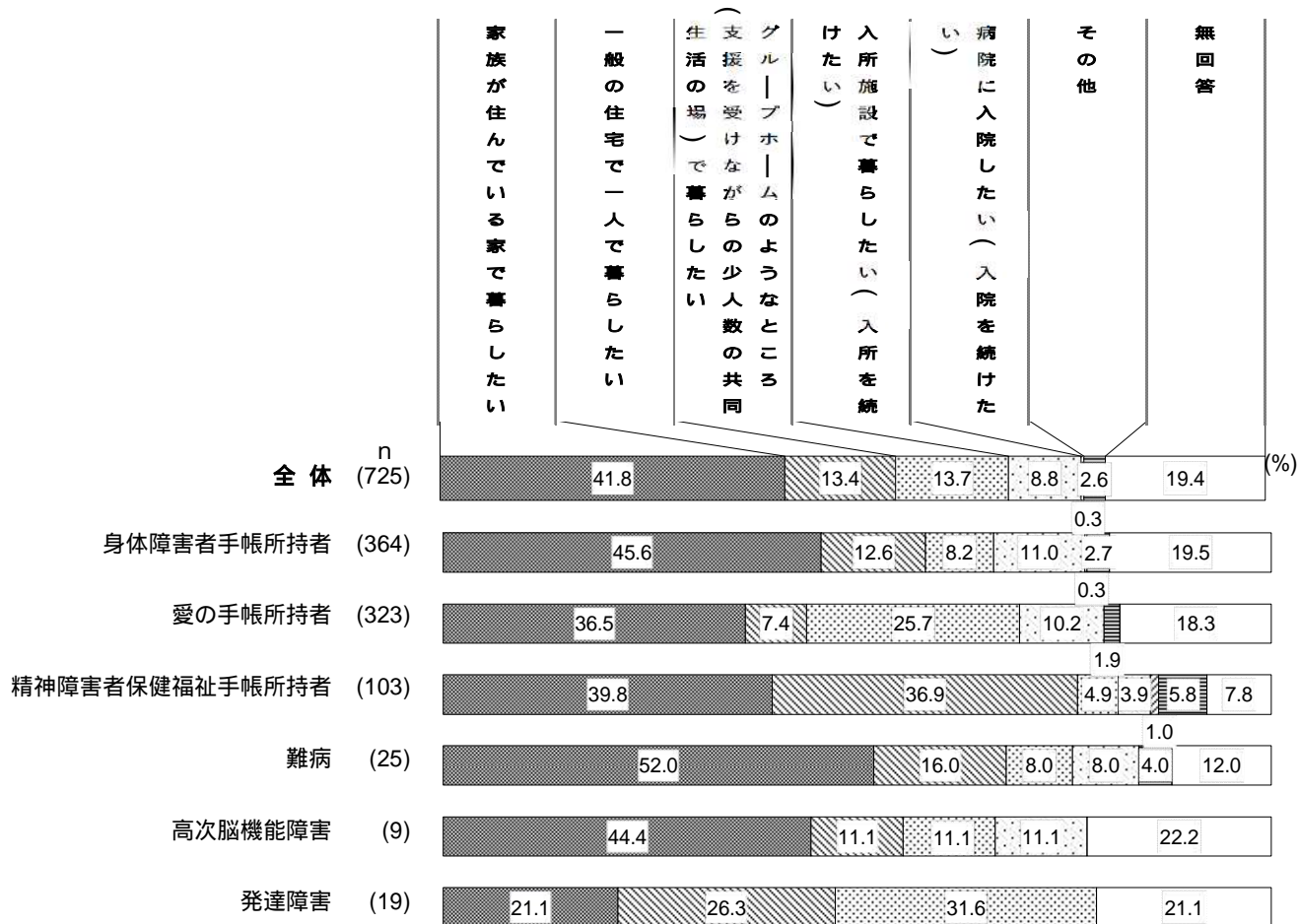
【悩みごと、相談したいこと】



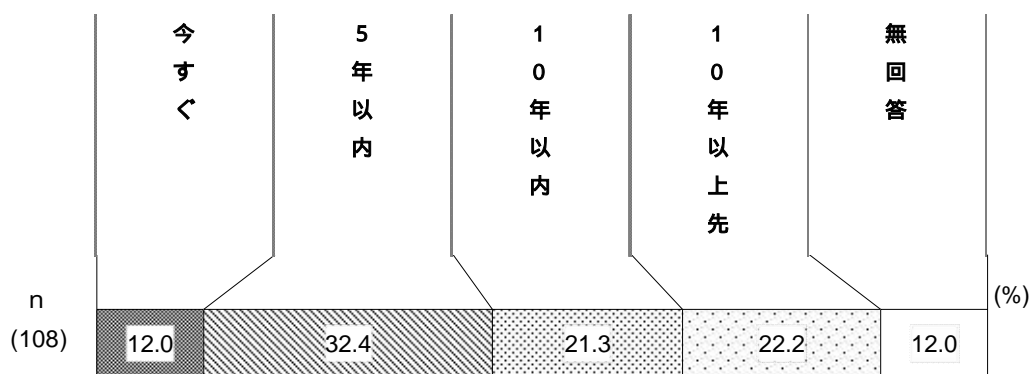
問7 悩みごとを相談する相手について



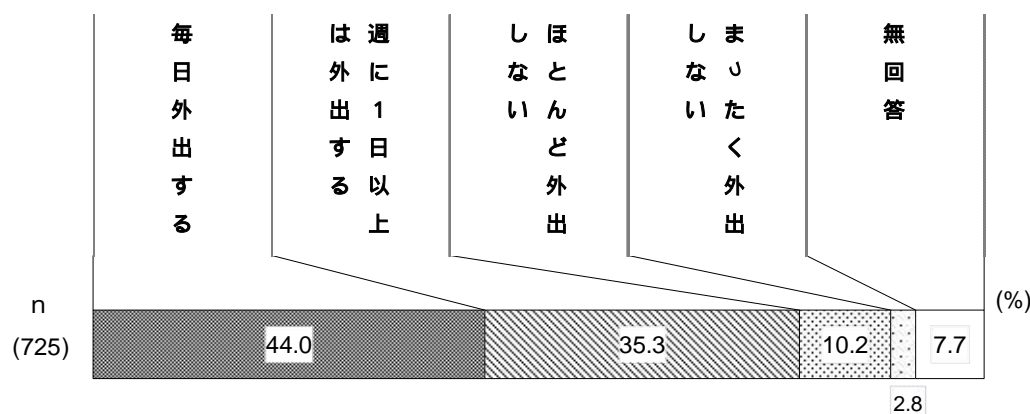
問8 将来、生活したい場所について



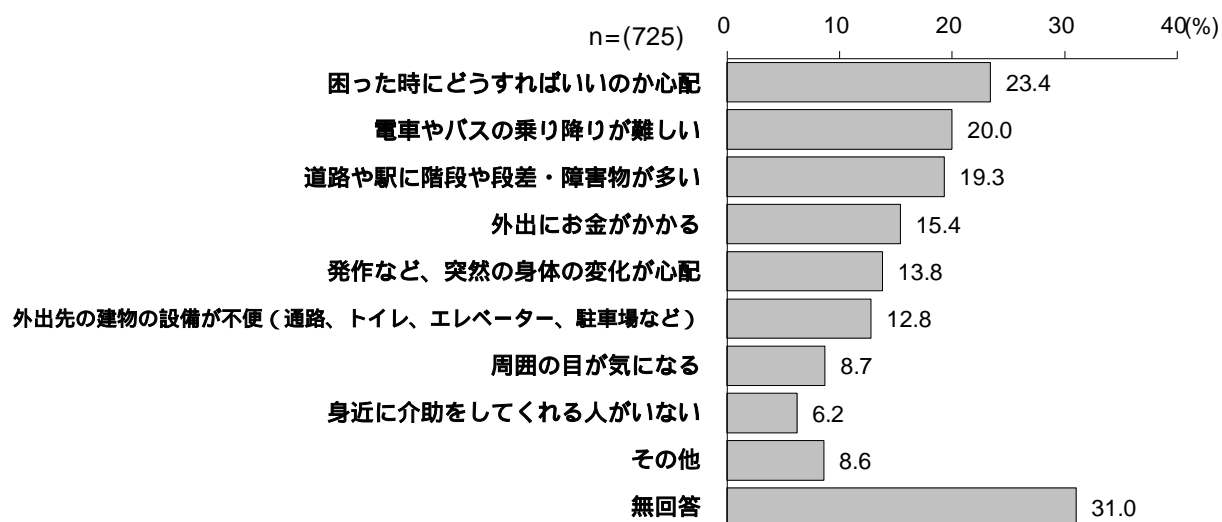
【いつからグループホーム・入所施設で暮らしたいか】



問9 1週間の外出頻度について



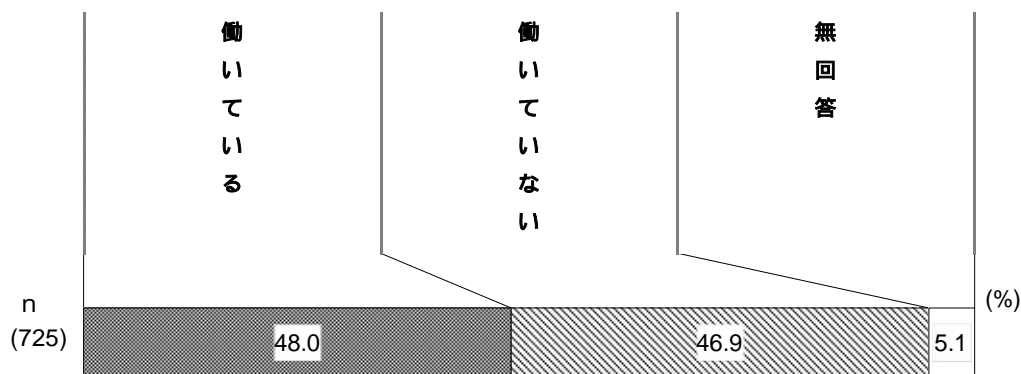
問10 外出する際に困ることについて



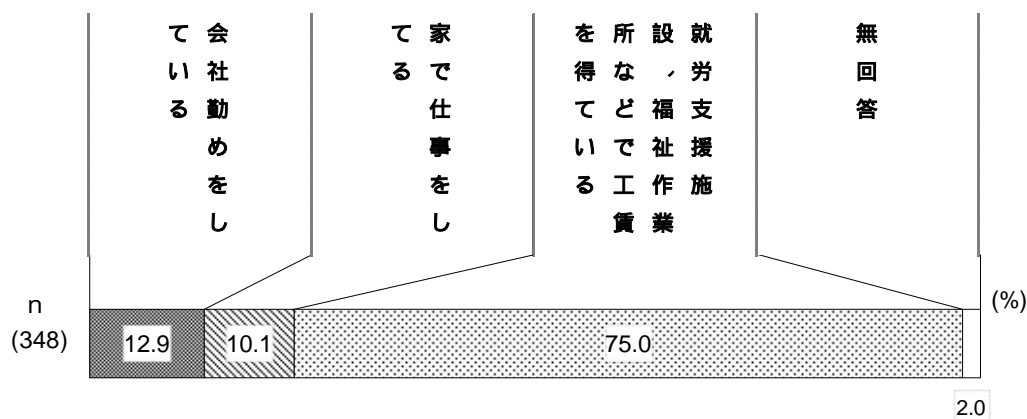
【外出する際に困ること（障害種別・上位5項目）】

	n	困った時にどうすればいいの心配	電車やバスの乗り降りが難しい	道路や駅に階段や段差・障害物が多い	外出にお金がかかる	発作など、突然の身体の変化が心配
全体	725	23.4	20.0	19.3	15.4	13.8
身体障害者手帳所持者	364	18.1	25.3	30.8	12.9	16.5
愛の手帳所持者	323	29.7	21.1	12.4	12.1	11.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	103	24.3	8.7	9.7	37.9	19.4
難病	25	8.0	28.0	24.0	20.0	8.0
高次脳機能障害	9	11.1	22.2	22.2	—	44.4
発達障害	19	36.8	15.8	10.5	10.5	15.8

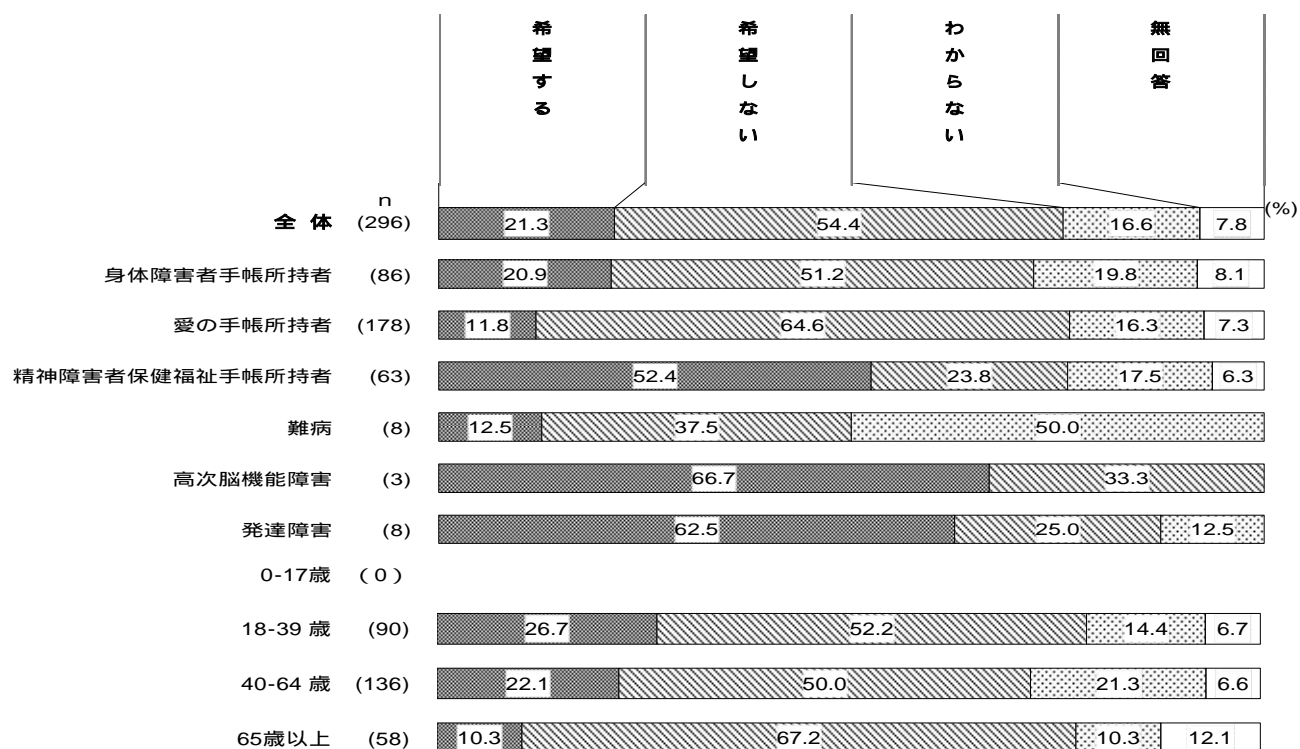
問11 就労状況について



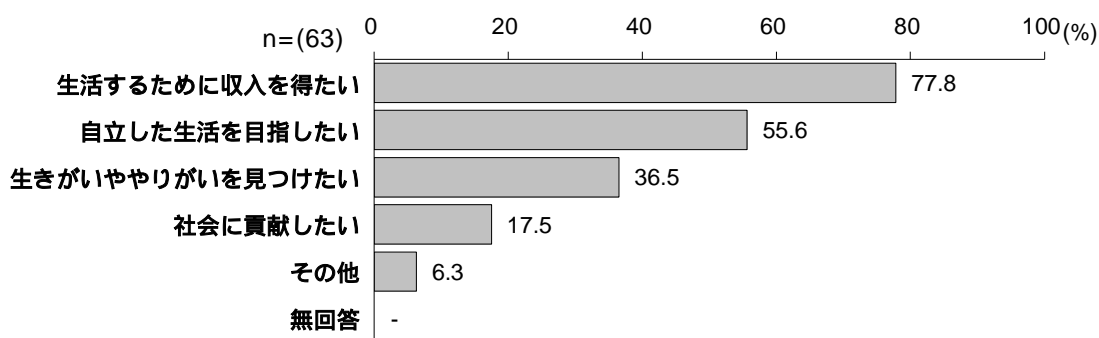
【働き方】



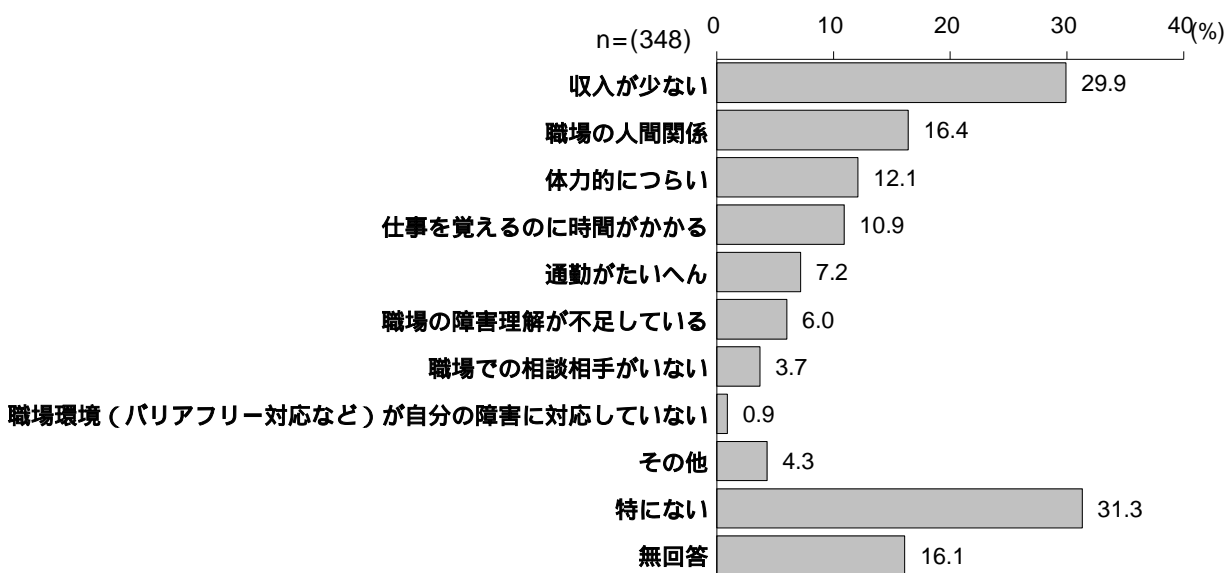
【将来、一般就労を希望するか】



【一般就労を希望する理由】



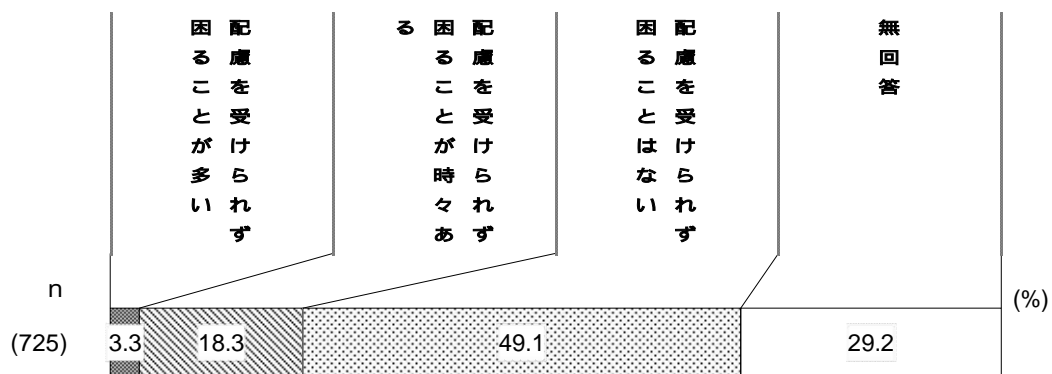
問12 仕事をする上で困っていること



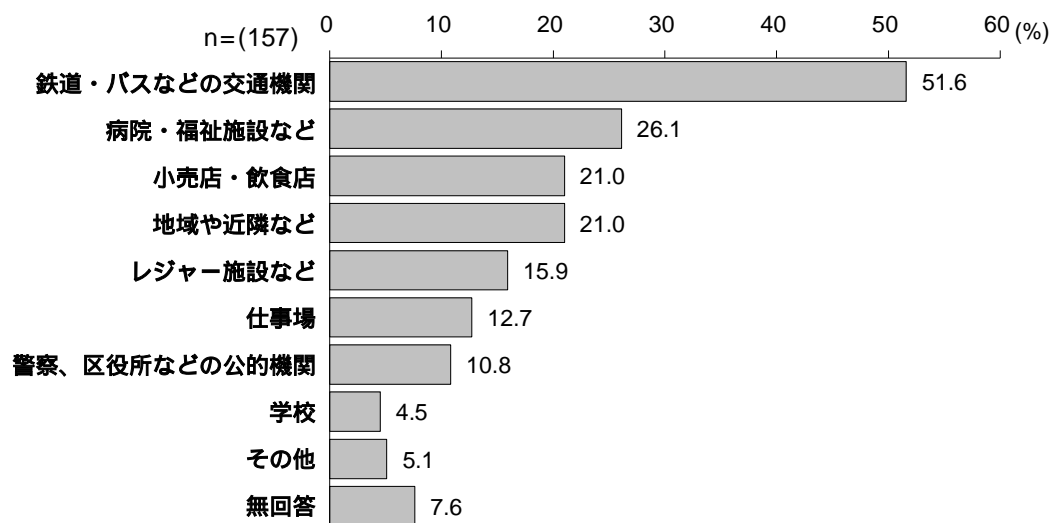
【仕事をする上で困っていること（障害種別・上位5項目）】

	n	収入が少ない	職場の人間関係	体力的につらい	仕事を覚えるのに時間がかかる	特にない
全体	348	29.9	16.4	12.1	10.9	31.3
会社勤めをしている	45	40.0	13.3	22.2	13.3	33.3
家で仕事をしてる	35	34.3	2.9	22.9	2.9	42.9
就労支援施設、福祉作業所などで 工賃を得ている	261	28.0	18.0	9.2	11.5	29.5

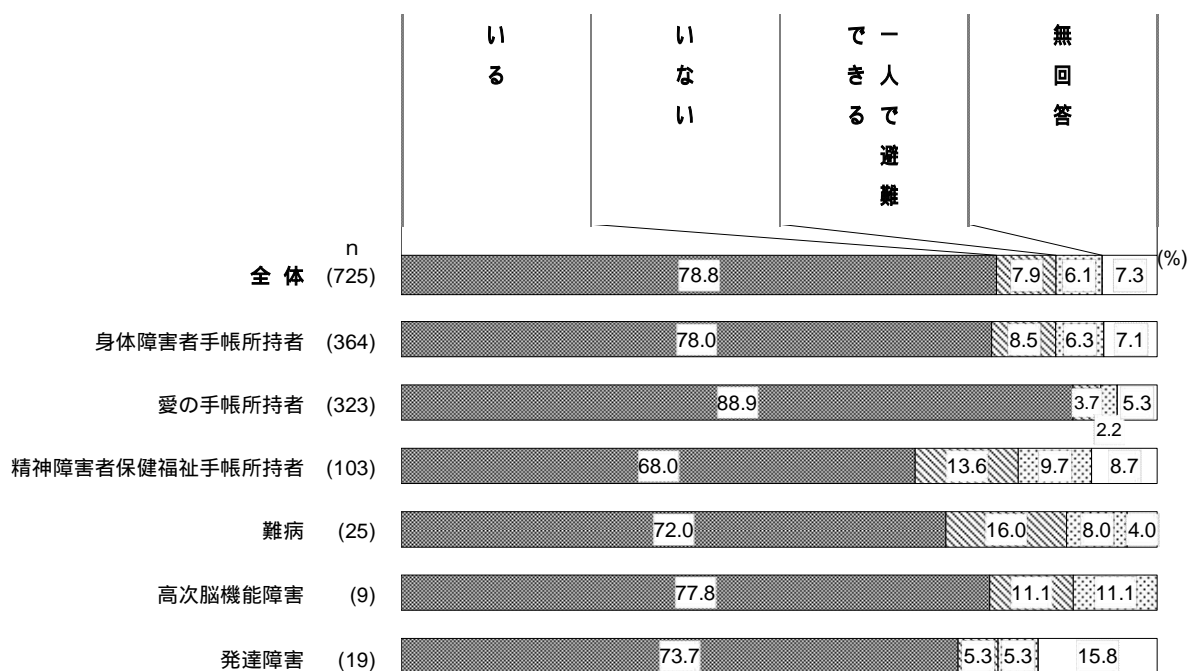
問 13 日常生活を送るうえで、配慮を受けられずに困ることの有無



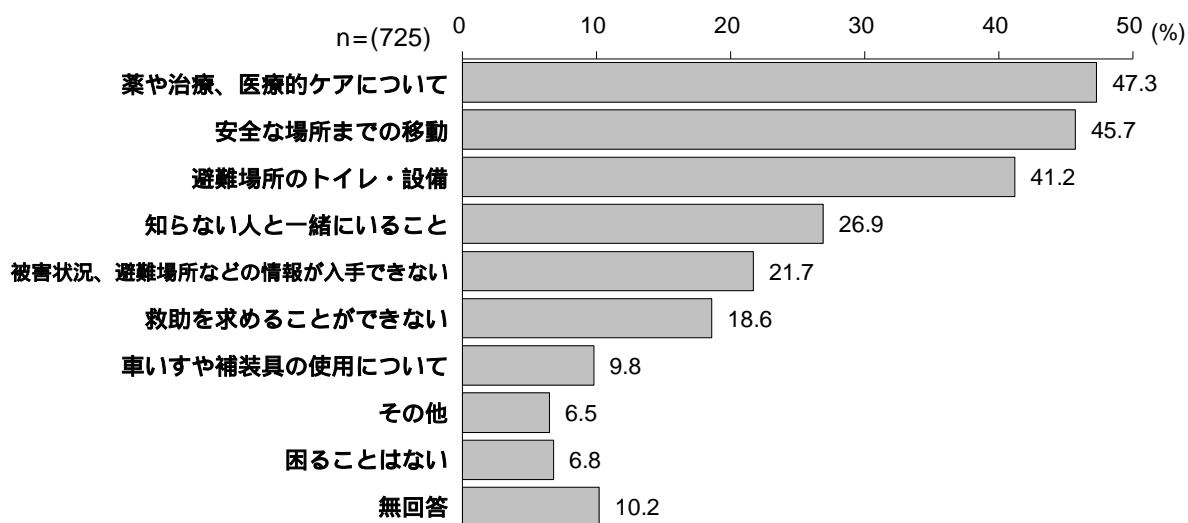
【配慮を受けられずに困る場所】



問14 いざという時に助けてくれる人



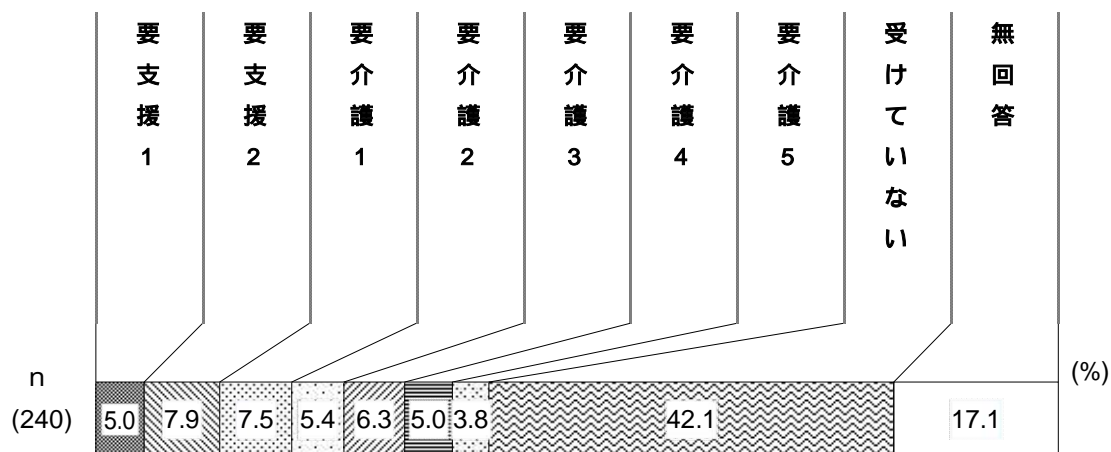
問 1 5 災害時に困ること、不安に思うこと



【災害時に困ること、不安に思うこと（障害種別・上位5項目）】

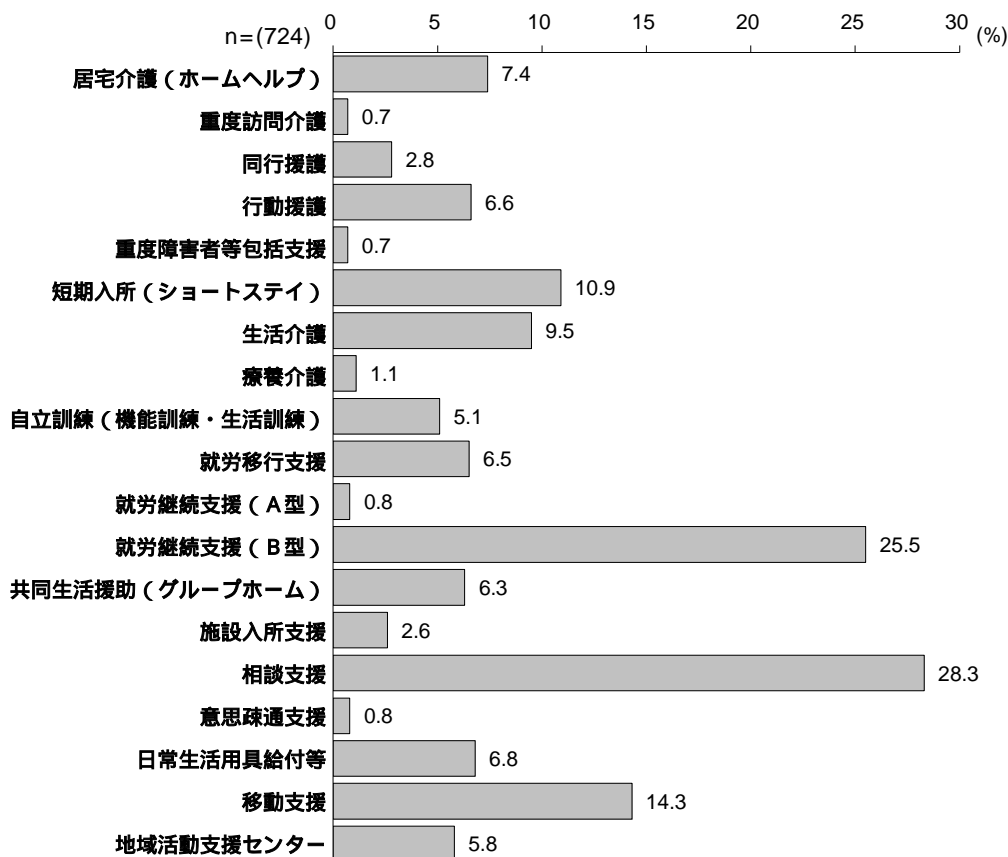
	n	薬や治療、医療的ケアについて	安全な場所までの移動	避難場所のトイレ・設備	知らない人と一緒にいること	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	725	47.3	45.7	41.2	26.9	21.7
身体障害者手帳所持者	364	51.9	52.7	46.7	16.8	20.6
愛の手帳所持者	323	42.7	44.9	38.1	35.6	24.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	103	63.1	32.0	40.8	38.8	20.4
難病	25	72.0	52.0	36.0	20.0	24.0
高次脳機能障害	9	66.7	66.7	88.9	—	—
発達障害	19	31.6	26.3	26.3	52.6	—

問 1 6 65 歳以上の方へ 要支援要介護度は



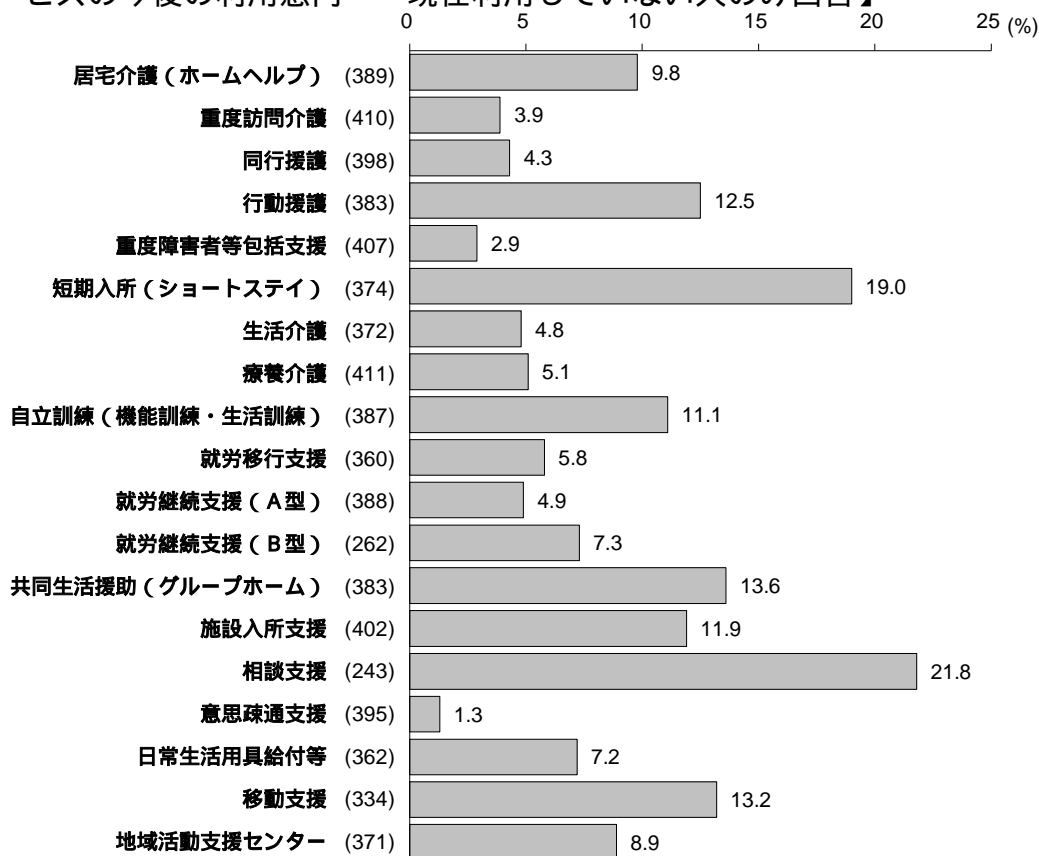
問 17 サービスの現在の利用状況について

【各サービスの利用状況】

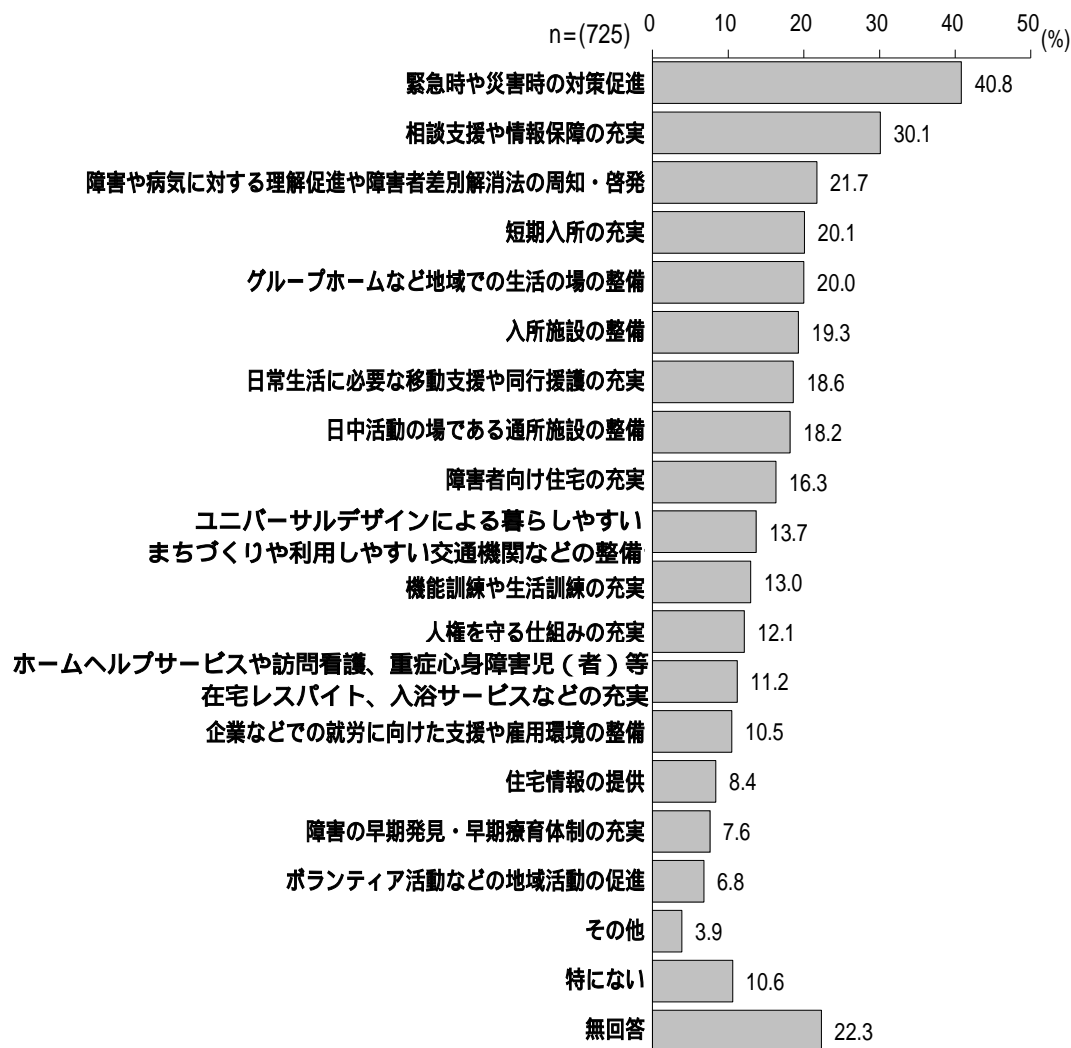


【各サービスの今後の利用意向

現在利用していない人のみ回答】



問18 区に、特に力を入れてほしい障害者施策



【区に、特に力を入れてほしい障害者施策（障害種別・上位5項目）】

	n	緊急時や災害時の対策促進	相談支援や情報保障の充実	障害や病気に対する理解促進や障害者差別解消法の周知・啓発	短期入所の充実	グループホームなど地域での生活の場の整備
全体	725	40.8	30.1	21.7	20.1	20.0
身体障害者手帳所持者	364	43.1	30.5	17.6	18.1	13.7
愛の手帳所持者	323	45.8	26.0	25.1	33.1	35.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	103	31.1	41.7	35.0	3.9	7.8
難病	25	60.0	36.0	24.0	12.0	12.0
高次脳機能障害	9	22.2	55.6	11.1	11.1	11.1
発達障害	19	36.8	36.8	26.3	10.5	15.8

墨田区障害福祉総合計画

令和3年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL(03)5608-6466

FAX(03)5608-6423

編集：墨田区福祉保健部障害者福祉課

